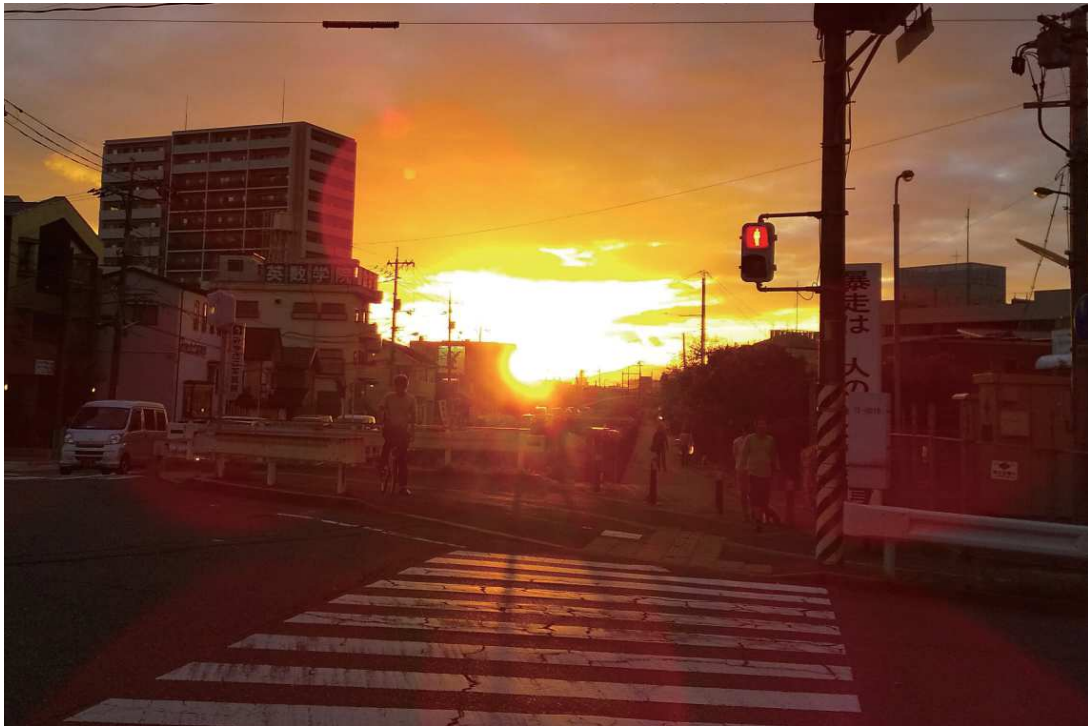




日本共産党
府中町議会議員 **二見 伸吾**
ふたみしんご

2019年9月議会・12月議会



CONTENTS

「平成の合併」、地方消滅論・地方創生と府中町	2
2019年12月議会 一般質問	
保育料の無償化にともなう問題点と待機児童解消について	22
2019年9月議会 一般質問	
2018年度決算についての意見表明	36
議場に「日の丸」を掲げることに反対	41
「天皇即位を祝す賀詞決議」に反対	45
会計年度任用職員制度	
月給を削って支給する「偽りの一時金」は許されない	46
名ばかり期末手当は法の潜脱行為	49

「平成の合併」、地方消滅論・地方創生と府中町

第5回定例会一般質問 2019年12月16日

●はじめに

総務省の「自治体戦略2040構想研究会」が2018年4月に第一次報告、同年7月に第二次報告を出し、これらの報告を受けて7月5日から第32次地方制度調査会が始まりました。

「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求めるといのが諮問事項です。

今後、私たち府中町も含め全国の市町村は、2040構想研究会報告および来年7月に出されるであろう第32次地方制度調査会答申に沿った対応が求められることになります。

この「自治体戦略2040構想」およびそれと一体となった第32次地方制度調査会答申が府中町に何を求めてくるのか、その検討のためには21世紀初頭から始まった国の地方自治体、市町村への施策の検討が不可欠で、その主なものは市町村合併、いわゆる「平成の合併」と現在進行中の「地方創生」です。今回はこの2つについて質問し、「自治体戦略2040構想」と町への影響については2020年の3月議会で

質問したいと思います。

1. 「平成の合併」の失敗

それではまず、自治体の合併について質問致します。

21世紀の初頭、自治体合併、いわゆる「平成の大合併」の嵐が吹き荒れました。広島県は86市町村が23市町となり、自治体減少率73.3%で全国一位です（1999年3月末と2008年10月1日との比較）。実に7割を超す市町村が消滅しました。全国では1999年には3232あった市町村が2010年には1727となり、2019年現在では1718まで減っています。1514もの自治体が消えてなくなり、減少率は47%です。

この合併による自治体消滅は国の方針、施策によるものです。

自治省（2001年に省庁再編により郵政省、総務庁と統合され総務省に）が1999年8月に「市町村合併の推進についての指針」を出しました。

そこには、「21世紀の到来を目前に控え、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢は大きく変化しています。こうした中であって、基礎的地方公

共同体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村は、その行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村合併の推進が大きな課題となっています」としたうえで、「市町村合併の効果」として3点あげています。

第1に、「地域づくり・まちづくり」ができる。

「広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる」

第2に「住民サービスの維持、向上」となる。

「住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的

に受けられるようになる」

第3に「行財政の運営の効率化と基盤の強化」ができる。

「行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる」

●広島県内の合併はどうだったのか

この3つのうち達成できたものがあるのでしょうか。かろうじて「少ない経費」があてはまるぐらいです。

県内の市町の合併前と昨年（2018年）の歳出総額を調べてみましたところ、合併した17市町のうち11市町が合併前の7割から8割に歳出が減っていました(表1)表1。「より高い水準の行政サービス」ができたかどうかはかなり疑わしい。第32次地方制度調査会（第25回専門小委員会

表1

●合併前（2003年）と2018年の歳出総額

最終合併期日	市町村名	歳出総額2003年 (安芸高田市は2002年) (千円)	歳出総額2018年 (千円)	差引額 (千円)	災害復旧費 (千円)	災害復旧費を除く (千円)	増減率	災害復旧費を除く の増減率
2005/4/25	広島市(編入合併)	547,050,825	616,099,558	69,048,733	8,299,260	607,800,298	113%	111%
2005/3/20	呉市(編入合併)	110,631,080	104,265,799	-6,365,281	4,492,710	99,773,089	94%	90%
2005/3/22	三原市(新設合併)	48,393,071	50,243,791	1,850,720	2,820,241	47,423,550	104%	98%
2005/3/28	尾道市(編入合併)	59,659,580	62,700,170	3,040,590	1,889,960	60,810,210	105%	102%
2005/2/1	福山市(編入合併)	154,988,604	165,925,591	10,936,987	2,484,065	163,441,526	107%	105%
2004/4/1	府中市(編入合併)	21,143,740	19,529,370	-1,614,370	629,322	18,900,048	92%	89%
2004/4/1	三次市(新設合併)	38,590,716	35,923,650	-2,667,066	1,294,625	34,629,025	93%	90%
2005/3/31	庄原市(新設合併)	34,164,609	30,693,009	-3,471,600	1,672,370	29,020,639	90%	85%
2005/2/7	東広島市(編入合併)	60,461,518	76,020,280	15,558,762	5,111,800	70,908,480	126%	117%
2005/3/1	廿日市市(編入合併)	44,662,885	59,097,089	14,434,204	197,784	58,899,305	132%	132%
2004/3/1	安芸高田市(新設合併)	24,119,841	21,197,908	-2,921,933	954,995	20,242,913	88%	84%
2004/11/1	江田島市(新設合併)	15,509,852	15,060,690	-449,162	718,090	14,342,600	97%	92%
2004/10/1	安芸太田町(新設合併)	9,963,161	7,157,151	-2,806,010	39,796	7,117,355	72%	71%
2005/2/1	北広島町(新設合併)	17,633,081	15,720,209	-1,912,872	1,275,205	14,445,004	89%	82%
2003/4/1	大崎上島町(新設合併)	8,442,681	7,575,600	-867,081	264,882	7,310,718	90%	87%
2004/10/1	世羅町(新設合併)	14,457,054	11,819,100	-2,637,954	393,529	11,425,571	82%	79%
2004/11/5	神石高原町(新設合併)	14,594,642	11,586,978	-3,007,664	631,501	10,955,477	79%	75%
合併しなかった市町	竹原市	12,138,401	14,177,304	2,038,903	1,492,689	12,684,615	117%	104%
	大竹市	11,681,271	14,333,074	2,651,803	147,579	14,185,495	123%	121%
	府中町	12,033,602	17,183,351	5,149,749	428,200	16,755,151	143%	139%
	海田町	9,731,938	10,159,220	427,282	406,940	9,752,280	104%	100%
	熊野町	6,616,303	8,231,670	1,615,367	646,910	7,584,760	124%	115%
	坂町	4,319,882	9,573,363	5,253,481	2,423,790	7,149,573	222%	166%

※2003年は合併前の市町決算の合計。小林正典『平成の大合併の検証と展望』広島自治体問題研究所（2009年）による。2018年は各自治体ホームページから。

2019年10月10日))に提出された資料には、合併によって「多くの市町村において行財政基盤が強化」されたと書かれていますが、実態と全く違います。

人口はどうか(表2)。合併前の2000年と2015年の人口を国勢調査で比べると県内で増えたのは広島市、福山市、東広島市、府中町、坂町の5つ。あとはみんな減っています。一番減少率が高いのが安芸太田町でかつての加計町、筒賀村、戸河内町の合計が2000年には9181人でしたが2015年には6472人となり、30%も減ったのです。安芸太田町を含め7割台が4市町、8割台が10市町。9割台が4市町です。合併してもしなくても全体として減っている。

表2

■平成の合併前(2000年)と合併後(2015年)の人口

	市町村名	人口2000年国調 (合併した市町の合計)	人口2015年国調	増減数	増減率
合併した	広島市(編入合併)	1,134,134	1,194,034	59,900	1.05
	呉市(編入合併)	259,224	228,552	-30,672	0.88
	三原市(新設合併)	106,229	96,194	-10,035	0.91
	尾道市(編入合併)	155,200	138,626	-16,574	0.89
	福山市(編入合併)	456,908	464,811	7,903	1.02
	府中市(編入合併)	47,697	40,069	-7,628	0.84
	三次市(新設合併)	61,635	53,615	-8,020	0.87
	庄原市(新設合併)	45,678	37,000	-8,678	0.81
	東広島市(編入合併)	174,814	192,907	18,093	1.10
	廿日市市(編入合併)	114,981	114,906	-75	1.00
	安芸高田市(新設合併)	36,115	29,488	-6,627	0.82
	江田島市(新設合併)	32,278	24,339	-7,939	0.75
	安芸太田町(新設合併)	9,181	6,472	-2,709	0.70
	北広島町(新設合併)	21,929	18,918	-3,011	0.86
	大崎上島町(新設合併)	10,131	7,992	-2,139	0.79
	世羅町(新設合併)	19,690	16,337	-3,353	0.83
	神石高原町(新設合併)	12,512	9,217	-3,295	0.74
合併せず	竹原市	31,935	26,426	-5,509	0.83
	大竹市	31,405	27,865	-3,540	0.89
	府中町	50,673	51,053	380	1.01
	海田町	30,042	28,667	-1,375	0.95
	熊野町	25,392	23,755	-1,637	0.94
	坂町	12,276	12,747	471	1.04
県計	2,880,059	2,843,990	-36,069	0.99	

所に電話しても、湯来町には雪が積もっていることを知らない職員が多い」と言っています。湯来町が合併する目的の一つに観光振興がありました。「新たな観光施策の展開が可能となり、道路交通網の整備や広範な宣伝・誘客活動などにより、来訪者のより一層の増加が期待できます」と広島市・湯来町合併建設計画に書かれています。

しかし実際はどうだったか。地元の人たちの努力にもかかわらず、合併による効果はほとんどありません。2013年には老舗旅館が湯治客、観光客の減少によって「赤字が続き今後の売上回復の目処が立たなく」なり事業を停止したことがその証左であります。

昨年、西日本豪雨災害が起きましたが、庄原市は職員が少なくなっていて対応が困難だったと聞きました。合併前、2004年の東城町、西城町、口和町、高野町、比和町、総領町、そして庄原市の職員数の合計は630人でした。それが2017年には3割近く170人も減らされて460人です。

広島市に合併した旧湯来町の住民は「合併して除雪車の回数が減った。佐伯区役

県内はもちろん、全国でも「合併をしてよかった」「合併によって町が発展した」というような話は一つも聞いたことがありません。むしろ合併によって衰退した。ですから、聞こえてくるのは「合併しなければよかった」という後悔の言葉ばかりです。

今年 11 月に日弁連が「平成の大合併を検証し、地方自治のあり方について考える」シンポジウムを開催しました。調査結果によると「合併した町村は、人口減少率が高い傾向にある」「旧町村地域の役場機能の縮小が原因の一つ」と分析し、「役場機能の縮小は、周囲の飲食店や宿泊業の需要減にもつながり、旧町村の就業者数が減るようにもなっている」としています（「朝日」2019 年 11 月 7 日）。

●総務省「平成の合併について」(2010 年)

総務省は 2010 年に「平成の合併について」という総括文書を公表しました。「人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成 11 年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた」と述べているわけです。この総括文書は合併による主な効果として「少子高齢化への対応」をあげていますが、まったく対応できなかったということは、さきほど紹介した県内の統計からも明らかです。

総括文書は、①周辺部の旧市町村の活力喪失、②住民の声が届きにくくなっている、③住民サービスの低下、④旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失、の

4 点を合併による問題点・課題としてあげざるをえませんでした。大失敗だったわけです。

また、「平成 11 年以来、強化された財政支援措置等により全国的に行ってきた合併推進も 10 年が経過し、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえれば、従来と同様の手法を続けていくことには限界があると考えられる。したがって、平成 11 年以来の全国的な合併推進については、現行合併特例法の期限である平成 22 年 3 月末までで一区切りとする」と述べ、2010 年に「平成の合併」は一応の終焉を迎えました。

そこで質問です。

①府中町は合併を退け、単独の町としてありつづけています。町内を二分するような事態でしたが、議会でもよく論議をし住民投票も行って、広島市との合併をしなかったわけです。これまで申し述べましたように、合併をしなくてよかったと私は考えますが、今日の時点で町としてどのようにお考えでしょうか。

◆総務企画部長

現時点での当町における財政力指数・将来負担比率等の財務諸表での指標値や、「自治体戦略 2040 構想」で示された将来的な人口減少の推計値から単純に数値比較をしても、良い数値又は同水準となっています。

なお、財政指標が改善的に推移している点での効率的な財政運営はもとより、何よりも、現在町で推し進めている、ネウボラ・

子育て見守り支援サポート事業を始めとした子育て・教育面での先駆的な取り組みは、町が独自で取り組むことができた強みであると考えています。

今後も安定した行財政運営を担保しつつ、長期的な視点に立ってまちづくりを推進していき、府中町に「住んでよかった」「これからも住み続けたい」「住んでみたい」、そう実感できる府中町を目指していきたいと考えております。

2. 地方消滅論と地方創生

●増田レポートの衝撃

二見議員 つぎは現在進行中の、地方消滅論を土台にした地方創生論について伺います。

2014年5月、大変ショッキングな文書とリストが発表されました。増田寛也元総務大臣が座長をつとめる日本創生会議による「ストップ少子化・地方元気戦略」——いわゆる「増田レポート」——と、それとセットになった、消滅する可能性の危機にある896の自治体リストであります。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は「日本の人口は2008年の1億2808万人をピークに減少に転じ、2050年に約9708万人になると推計」（「日本の将来推計人口」）しています。

この推計をベースにして「2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性がある」と増田レポートは結論づける。①男女とも3割程度が人口流出する、②合計特殊出生率（*）1.4が今後も続くとい

う前提で、自治体ごとに試算し、2010年から2040年にかけて、20～39歳の女性人口が5割以下に減少する896市区町村（全体の約50%）を「消滅可能性都市」、2040年時点で人口が1万人を切る523市町村（全体の約30%）を「消滅可能性が高い」と判定しました。

（*）合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

広島県内で「消滅可能性都市」とされたのは、神石高原町、安芸太田町、江田島市、竹原市、大竹市、府中市、庄原市、安芸高田市、大崎上島町、廿日市市、北広島町、広島市安佐北区。広島県の面積の53%が消滅地域になる。これに20～39歳の女性人口減少率が49～47%台の、世羅町、三次市、熊野町、呉市、三原市を加えると実に76%もの地域が消滅することになるといふ実に恐ろしい推計です。

しかし、本当に自治体は消滅するのでしょうか？

大森彌（わたる）東大名誉教授は全国町村会発行の「町村週報」（2014年5月19日）で「市町村の最小人口規模が決まっていなくてもかかわらず、自治体消滅の可能性が高まるというが、人口が減少すればするほ



増田寛也編著『地方消滅』、『創生戦略編』

ど市町村の存在価値は高まるから消滅など起こらない」と明言しており、私もそう思います。人口が減っているからこそ自治体が果たすべき役割がある。それなのに「増田レポート」は人口減＝自治体消滅と短絡させています。このままいけば人口が減り、自治体もなくなると脅して、少子化対策に励めというわけです。

「平成の大合併」で消滅した自治体は1514にもなります。自治体を消滅させたのは人口減ではなく政府の施策である「平成の大合併」だったことを改めて強調しておきたいと思います。

●「まち・ひと・しごと創生本部」

このような衝撃的かつ問題のある「増田レポート」を受けて2014年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」が発足し、石破茂氏が地方創生担当大臣になりました。11月には「まち・ひと・しごと創生法」ほか地方創生関連二法案が成立。12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「同総合戦略」が閣議決定されて、具体的な事業が始まりました。

まち・ひと・しごと創生本部は14年9月に決定した「基本方針」は、基本目標を次のように定めました。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。

人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

まことに勇ましい目標と決意であります。この目標を実現するために3つの課題を掲げました。

(1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

(2) 「東京一極集中」の歯止め

(3) 地域の特性に即した地域課題の解決

また、これら課題の実現のために、

①「地方への新しいひとの流れをつくる」

②「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

④「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」

⑤「地域と地域を連携する」

という5つの基本目標を設定しました。

それから5年がたち、今年(2019年)5月31日、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議が「中間取りまとめ報告書」を公表しました。

第1期、2014年からの取り組みの成果はどうだったのか。あれこれ書かれていますが、結局(1)人口減少と少子高齢化も

- (2) 東京一極集中も歯止めがかからず、
- (3) 地域経済もよくならなかった。

12月7日付「中国新聞」は、2019年の出生数が推計より2年も早く90万人を割り、過去最少の86万人程度にとどまることが確実に became と伝えました。惨敗であります。5年やって成果なし。好転する兆しありません。

そこで質問です。

②「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた取り組みから5年目の「中間取りまとめ報告書」は、さしたる成果もないことを明らかにしました。町としてどのように受け止めているのでしょうか。

◆総務企画部長

まち・ひと・しごと創生法は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する（法第1条）ことを目的とされています。

人口減少対策は長期的な視点で切れ目のない取り組みを進めていく必要があり、国も第1期総合戦略に引き続き、第2期総合戦略を策定している最中でございます。

内閣府官房／まち・ひと・しごと創生本部によりますと、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証として、4つの基本目標と131のKPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）

を設定しており、「目標達成に向けて進捗している」が全体の76%を占めております。地方創生は短期的に簡単に結果が出るものと考えられず、また、一概に地方創生に取り組まなかった場合の結果比較を測り知るのは困難です。

しかしながら、国が第1期の取り組み結果の検証をしっかりと生かし第2期として進めていくことは、本町としても必要不可欠であると考えております。

なお国は、策定を進めている第2期総合戦略を勘案し、地方自治体へ次期地方版総合戦略の策定を要請しており、広島県も国の計画を踏まえて、来年度において県計画を策定するものとされており、町としても引き続き人口減少対策を進めていく必要があると考えています。

3. 「府中町人口ビジョン」

二見議員 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿うかたちで、全国の市町村はそれぞれの「総合戦略」と「人口ビジョン」を定めることになりました。府中町も2015年に策定済みであります。

まず「人口ビジョン」の問題点について指摘したいと思います。

当町の人口ビジョンの結論は「2040年には45,791人、2060年には38,143人にまで府中町の人口は減少する」というものです。

人口が減るとどうなるのか？

生産年齢人口が減少し続けるということ

は、地方公共団体の税収も減少することになるものと考えられます。一方で、例えば道路や下水道といった施設のように、人口が減少したからといって施設を廃止して維持管理費や補修費などを軽減させることが難しい施設を地方公共団体は多く管理・運営していることから、税収の減少を補う支出の削減ができず、厳しい財政運営となり、他の行政サービスを大きく低下させざるを得なくなることが懸念されます。

また、高齢者割合の増加により、医療や介護の費用負担が増加し、地方公共団体の財政を逼迫させ、その結果、保険料や税金の引き上げにより住民負担を増大せざるを得なくなることが懸念されます。こうした地方公共団体の財政面の問題が生じる場合、例えば住民ボランティア活動を活性化させることで地方公共団体の負担を軽減することも考えられますが、その人材も若い世代の減少により不足することになり、地域の運営が立ち行かなくなることが懸念されます。

この他、人口の減少は地域の商工業にも影響を与え、消費や雇用の場が地域から減少し、買い物をするにも働きに出るにも不便な生活しづらい地域となり、それにより地域に新しく転入してくる人も減ってさらに人口が減少するという悪循環をもたらすなど、様々な悪影響を将来の地域社会にもたせることが懸念されます。

(「府中町人口ビジョン」14ページ)

ここに書かれていることは、人口が減ると「灰色の未来」が待っている、灰色どこ

るか真っ黒で、お先真っ暗というわけです。しかし、本当にそうでしょうか。

1965年の府中町の人口は29,167人、1970年が40,302人、1975年が47,539人です。また2015年国勢調査では、県内23市町のうち13市町が38,000人以下です。60年代後半から70年代前半の府中町も、現在の13の市町も立派になっています。

38,000人で何が悪いのでしょうか。

県北に「過疎を逆手に取る会」という団体がありますが、人口減を逆手にとることだってできます。

府中町の問題点の一つは人口過密。人口集中地区の人口密度は2010年で9,003人/㎡で、広島県平均の5,983人/㎡の1.5倍です。1970年の人口は40,302人で人口集中地区の人口密度は8,184人/㎡でした。ですから人口が4万人に減ってもなお人口密度は現在の県平均の1.4倍で、過密なわけです。

1970年頃には府中町にも、田んぼも畑もまだあった。年々、田んぼや畑が潰されて家が建って行って今日の状況があるわけです。

人口が減るとということは宅地が減ることです。この空いた宅地を上手に整理し、利用すれば、密集市街地の整備、公共交通不便地域の解消、保育園、公営住宅、老人ホームなど公共施設用地の確保、などができます。

ボクらが子どもの頃にはまだまだあった「原っぱ」だってつくれます。そこで子どもたちが走り回ったり野球をしたり。お年

寄りのグランドゴルフ場だって土地があればできます。

しかしながら「人口ビジョン」は、このような人口減少によるメリットについては一切触れず、「人口が減ると大変だ。産めよ増やせよ」と迫っている。

「人口が減ると税収が減る」といって、子どもを「未来の納税者」「納税予備軍」として位置づけることがそもそもの誤りです。

そこで質問です。

③人口減少にはデメリットばかりでなく、府中町の街づくりにとって有益な面もあると考えますが、町はどのように考えますか。

◆総務企画部長

議員ご指摘のとおり、本町の人口密度は、近隣市町の規模と比べると非常に高く、全国的に見ても町でトップクラスとなっています。

本町の人口は、平成から5万人を維持しており、もちろん、都市基盤や各種行政サービスの受け皿の想定として、人口規模は最重要な要素となり、長期的視点で高次的なまちづくりを進めていくうえでは、人口規模に応じた財政的収支を考慮していく必要があります。

一方で、人口減少が『過去の人口レベルに戻る』といったものだけでなく、現代の人口減少は、『少子高齢化による年齢階層の偏り』が大きな問題であるとされています。

生産年齢人口・その子どもたちといった町の将来の担い手、また、行政サービスを維持するための税収の安定化や、社会経済活動の維持など、まちの活性化の重要な要素である年齢階層に偏りが出ることが必然であり、これらを考慮した場合、人口減少は非常に大きい課題と考えており、人口減少に係る影響を最小限に喰いとめることが急務だと捉えています。

幸いにも近年マンション建設が続いており、当町の人口はしばらく5万人が維持できる見込みでございますが、今後間違いなく訪れる人口減少化を緩やかにしていく政策が必要と思われます。本町では、安定的な行財政運営を長期的な視点で行っていくために、人口を指標としてまちづくりを進めており、全国的に人口減少が顕著となっていますが、将来にわたって持続可能なまちづくりを引き続き進めていきたいと考えています。

4. 「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

●目的と手段の転倒 人口の維持のための二見議員 「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」はどうでしょうか。まず第一に目標の設定に問題があります。

「総合戦略」は「基本的な考え方」について次のように述べています。

このまま何の対策も講じなければ府中町の人口は中長期的に減少し、2060年（平成72年）には38,143人に減少するもの

と予想されます。しかし、国の長期ビジョンより 10 年早いペースでの出生率回復を実現し、さらに子育て世代の転入出差を年間 + 30 世帯とすることで、2060 年（平成 72 年）も 50,478 人と現状の約 5 万人の人口を維持できることとなります。

この出生率回復と子育て世代の転入出差プラスを実現するため、府中町では「子育て世代が居住を選択するまち」を目指すこととします。

まず、「広島都市圏で一番の子育て支援」の実現を目指すことで、主に出生率のアップと、子育て世代の転入増を図ります。

ここで述べられているように、「総合戦略」の目的は人口維持であり、「子育て世代が居住を選択するまち」は、そのための手段にすぎません。そのことは「総合戦略」にある図（図 1）がはっきり示しています。

子育てしやすい町として府中町が発展することは好ましいことであり、その結果として人口が急激に減少しないこともまた歓迎すべきことですが、それはあくまで結果

の話です。子育て支援、暮らしやすい町、魅力ある町は、それ自体として追求すべきものであって、人口＝納税者数維持の手段ではありません。

地方自治法がいうように地方自治体の役割は、「住民の福祉の増進を図ること」にあり、人口増ではないのです。

●柳澤「女性は産む機械」を想起させる目標

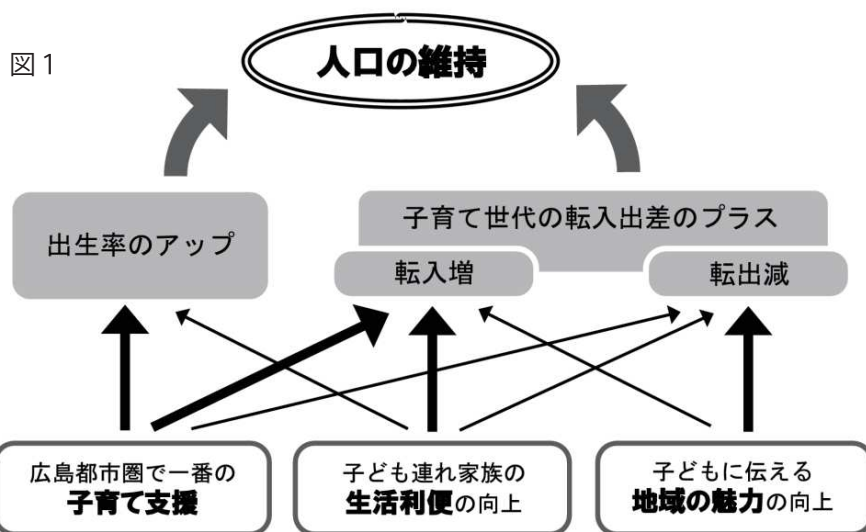
こういう課題設定から出てくる「基本目標」は、さらに歪みを増します。

第 1 は出生率の回復です。

国の長期ビジョンより 10 年早いペースでの出生率回復、つまり、子育て世代女性 100 人あたり 0 歳児数 9.23 人（現状 8.72 人）

2015 年現在は、100 人の女性から 8.72 人の子どもが生まれているが、それを 2020 年には 9.23 人にすれば年間 30 人子どもが増えるというものです。仮に、20～39 歳の女性が増えなくても、年間 30 人程度、出生数が増えるようにする。女性はもっと産めということです。

2007 年、厚生労働大臣だった柳澤伯夫（はくお）氏の「女性は産む機械」発言を想起させます。「産む機械、装置の数は決まっているから、



あとは一人頭で頑張ってもらわなければならない」と松江市で開かれた自民党県議の集会で発言。「子どもを2人以上持ちたいというのが健全」とも言いました。

柳澤厚労大臣だけではありません。総理大臣、官房長官、議長などが同じ観点から出産をめぐる問題発言を繰り返しています。

首相をつとめ、現在は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長の森喜朗氏が2003年、「子どもを一人もつからない女性が年を取って税金で面倒をみなさいというのは本当はおかしい」と発言。

現在、財務大臣で副総理でもある麻生太郎氏は総理大臣だった2009年に「私は子どもが2人いるので最低限の義務を果たしたことになるのかもしれない」と発言し、今年（2019年）2月には《全世代型の社会保障体制》を巡り、戦後、日本人の平均寿命が大きく延びたことに触れて、「い

いことじゃないですか。素晴らしいことですよ。いかにも年寄りが悪いみたいなことを言っている変なのがいっぱいいるけど間違ってますよ。子供を産まなかったほうが問題なんだから」と発言。

菅義偉官房長官は2015年、「(子を産んで)国家に貢献してくれればいい」と発言。

現在参議院議長の山東昭子氏は2017年「4人以上産んだ女性を厚労省で表彰することを検討してはどうか」と発言。

どの人も、お国のために産めと言わんばかり。このように「生む機械」である女性の一台あたりの生産性を上げるというのが自民党政権の基本的な考え方であり、「まち・ひと・しごと創生戦略」もまた同様の観点に立っているわけです。

● 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の侵害

1994年、カイロ国際人口開発会議は「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康・権利）を採択しました。リプロダクティブ・ヘルスは、精神的・肉体的そして社会的にも満たされた性生活を営むこと、そして子どもを持つもしくは持たないことに対する自由を意味しています。

「産むかどうか」は女性の自己決定権に属しており、それを批判するのは女性の人権にかかわる問題です。また、出産を女性の自己責任だとして産まない女性を責めることも誤りです。

基本目標の第2は、「産むことのできる

図2



女性」＝20～39歳の女性の転入を促すことです。

子育て世代の転入出差を年間＋30世帯、つまり、20～39歳女性が前年の19～38歳女性比で59人増（現状53人増）

そのために「生活利便の向上」「地域の魅力向上」を図るといふ課題が導き出されます。転入も人口増に直結する（と思われる）年齢層の女性にターゲットを絞る。「生活利便の向上」「地域の魅力向上」も転入者を増やし、転出者を減らす手段でしかない。

またこのような目標設定は、「子を産まない女性は府中町では歓迎されないのか」という不快感や「女性の人権侵害・女性差別」にあたるのではないかという疑問を呼び起こしています。

●根本的な見直しが必要

先ほども紹介したように、今年の出生数が過去最少の86万人程度にとどまることが事実になりました。これまでの「総合戦略」のあり方——国の「総合戦略」もそれに沿った府中町の「総合戦略」——を根本的なところから検討し直さなければなりません。若干の手直しでは済まないと思います。

これまで提案され、実行されてきたものもろの少子化対策は、いずれも顕著な成果を上げることができず、出生数は下がり続けるばかりです。人口の維持を目標とし、少子化対策という名の「多産を奨励する対策」は失敗している。転出入は、どこかが

増えればどこかが減るだけのことです。

人口増を至上目的として、「人口の自然増をもたらす20～39歳の女性」にターゲットにすることは多産を奨励することと軌を一にしています。それはまた「産まない女性」に対する差別に通じるものです。産むことを懇願し奨励する発想とそれに基づく施策が女性に拒否されている。それが、今年に生まれた赤ちゃんの数が90万人を切って86万人になったことの要因だと考えます。

そこで質問です。

④人口増を至上目的として、「人口の自然増をもたらす20～39歳の女性」にターゲットにすることは女性の人権からみて大きな問題だと思いますが、町はどのように考えているのでしょうか。

◆総務企画部長

現行の総合戦略は、2つの基本目標と指標で構成しており、基本目標の一つに「子育て世代の転入出差のプラス」を掲げております。これは、子育て世代の世帯数を増やしていきたい。という考えであり、これが基本目標、町の考えでございます。

本目標は、年代を問わずすべての「子育て世代」の方々に、「広島都市圏で一番の子育て支援」を目指して施策展開している府中町で、子育てをしてもらいたいという意味であることを前提としていることを申し添えます。

この基本目標の達成度を測る指標の一つに、「20歳～39歳の子育て世代女性人

口の増減」を掲げており、本計画制定時において、子育て世代の世帯数の増減が20歳から39歳の女性人口の増減と比例すると仮定して、この値を定めた経緯があります。

この指標は、対象年齢を限定しているものではなく、あくまでも、どの数値で達成度を測るかといった人口統計を踏まえた指標設定上の捉え方（言い表し方）であり、人権問題とは異なるものであると考えております。

二見議員 ⑤「府中町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、今年度までの5カ年計画でした1年延伸すると伺いました。これまで申しましたように、「総合戦略」および「人口ビジョン」には、大きな問題があります。抜本的な見直しをすべきだと考えますが。町の見解をお聞かせ下さい。

◆総務企画部長

人口減少対策は長期的な視点で切れ目のない取り組みを進めていく必要があり、国も第1期総合戦略に引き続き、第2期総合戦略を策定している最中だということころは、先ほどご答弁させていただいております。

本町においても、総合戦略に掲げている人口減少対策は総合計画にも包含される共通の重点課題であることから、終了後も継続して取り組むものとしており、総合戦略と総合計画は、長期スパンでの人口減少対策といった点で共通の目的を持つことから、一体的に策定し連携のうえ推進すべき

ものであるとしており、後期期間の第4次総合計画と連動性をとることといたしました。

総合計画と人口減少対策を含め、新たな行政課題や住民ニーズも踏まえ、第4次総合計画の改訂に向けては、議員の皆様のご意見もいただきながら、進めていきたいと考えています。

《第2回目の質問》

●高齢化社会危機論の誤り

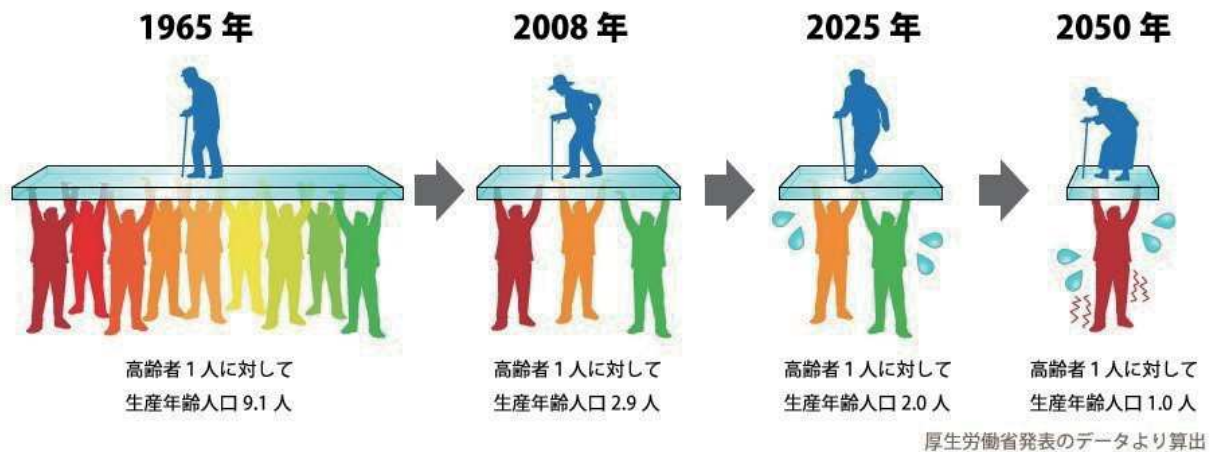
2つめの質問に対して「地方創生は短期的に簡単に結果が出るものではない」という答弁でした。しかし5年も経って成果の兆しもないというのが現実です。人口が増える方向いくどころかさらに減る。東京一極集中も止まらない。地域の特性に即した地域課題の解決も合併によって出来なくなっています。

3つめの質問に対して「単なる人口減少ではなく『少子高齢化による年齢階層の偏り』が問題だと言われました。これは普通よく言われる「高齢化社会危機論」を言い換えたものです。

15歳～64歳ないし20歳～64歳を「支える人」とし、65歳以上を「支えられる人」とする。

1965年には9人で1人を支えていた、2008年には3人で1人を支えている。2025年には2人で1人を支え、2050年には1人が1人を支えるようになるが、とても支えきれない。よく神輿をかつぐイ

図3 高齢者人口(65歳以上)と生産年齢人口(20歳～64歳)



ラストが添えられ、危機感を煽っているわけです(図3)。

しかし、この説明は大変問題があります。65歳以上はみんな支えられる側になっていますが、この議場にいる議員の半分は65歳以上で、「支えられる側」ではなく「支える側」、神輿をかつぐ人なわけです。

議員だけではありません。就業者6,673万人(2016年)のうち、65～69歳の者は450万人(8.1%)、70歳以上は336万人(5.1%)です(図4)。就業者に占める高齢者の割合は年々増え、神輿の上から下りてきている(2017年版『高齢社会白書』)。

図4 労働力人口の推移



図5

I-特-1図 就業率の推移



女性の就業率の推移

女性（15歳～64歳）はどうか。1986年の就業率は53.1%でしたが2016年には66.0%と増えている。12.9%も神輿の上から下りて支える側が変わっているわけです（図5）。

逆に生産年齢人口（20歳～64歳）でも「支えられる側」にいる人たちもいます。学生、専業主婦、「ひきこもり」の状態にある人などです。

あと、神輿の上か下かその判断が難しい人たちもいます。それは年収200万円以下の非正規労働者です。

年収200万円以下では、納める税金や社会保険料が正規労働者よりも相当少ない。その非正規労働者が年々増えているわけです。1984年は就業人口の15.3%、1990年には20%、2019年には37.8%と実に4割近くになっている（図6）。

ですから65歳以上を支えられる人とし

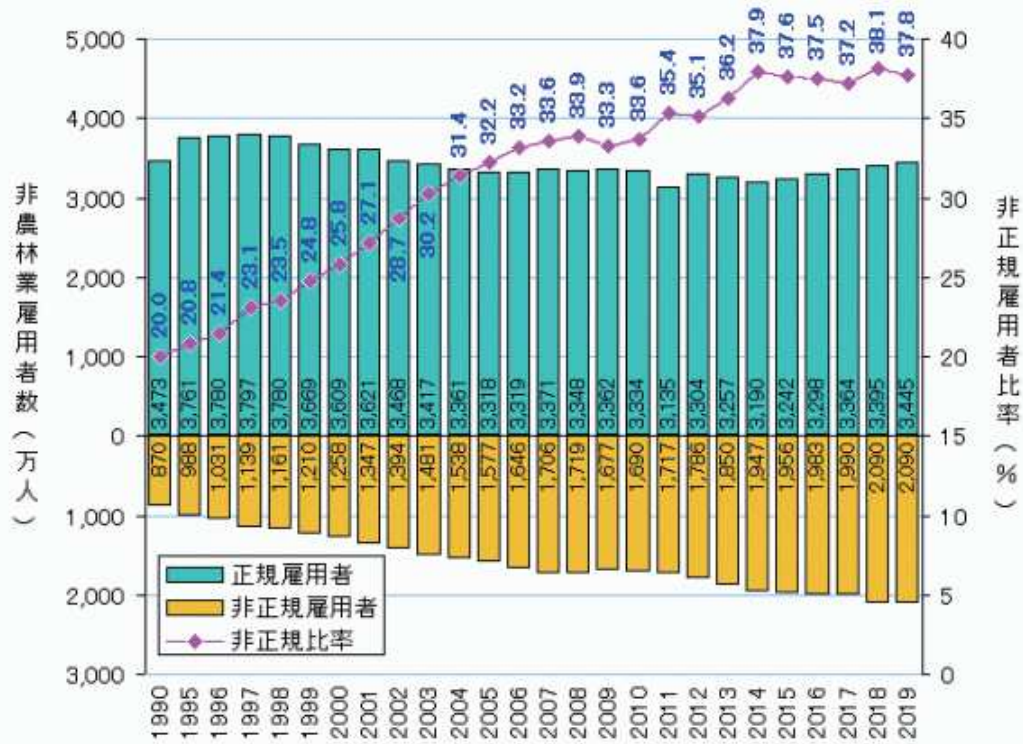
20歳～64歳を支える人とする神輿の図は現在の状況を正しく捉えたものではありません。

私たちはずっと、「働いている人と働いていない人の比率で支える、支えられる関係を捉えるべきだ」と主張してきました。

自治体戦略2040構想研究会第1次報告を読みましたら、生産年齢人口と高齢者人口の比率を取り下げた訳ではないのですが、「非就業者1人に対する就業者の人数（子どもを含む非就業者と就業者の比率）は0.9～1程度で推移しており、大きな変化はない」（28ページ）と書いていて、こっそり認めたわけです（図7）。この100年間働く人と働いていない人の比率は1対1であり、老人が増えることは確かですけれども、支えられないことはありません。

図 6

正規雇用者と非正規雇用者の推移



(注) 非農林業雇用者(役員を除く)が対象。1~3月平均(2001年以前は2月)。男計と女計を合計した結果。非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。

(資料) 労働力調査(詳細集計)

図 7 高齢者現役世代比と非就業者就業率の推移と予測



資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年推計及び平成29年推計）出生中位・死亡中位推計（各年10月1日現在人口）、労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」

(注) 1. 「高齢者1人を支える現役世代の人数」（15~64歳人口/65歳以上人口）は、2015年までは「国勢調査」、2020年以降は「将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位推計を用いて推計した。
2. 「非就業者1人に対する就業者の人数」（就業者数/非就業者数）は、2015年までは「国勢調査」を用いて推計した。なお、15歳未満人口はすべて非就業者とし、15歳以上で労働力状態が不詳の者は、就業者及び非就業者のいずれからも除いて計算した。2020年以降は、「将来推計人口（平成24年推計）」の出生中位・死亡中位推計と「平成27年労働力需給の推計」における「ゼロ成長、労働市場への参加が進まないシナリオ」及び「経済成長、労働市場への参加が進むシナリオ」の就業者数を用いて推計した。

●人口維持を至上命題にしてはならない

4つめの質問、④人口増を至上目的として、「人口の自然増をもたらす20～39歳の女性」にターゲットすることは女性の人権からみて大きな問題ではないか、という点について「年代を問わずすべての『子育て世代』に府中町で子育てしてもらいたいという趣旨だ」という答弁でした。そしてこの基本目標を測る指標の一つとして「20～39歳の子育て世代女性人口の増減」を掲げ、子育て世代の世帯数の増減が20～39歳の女性人口の増減と比例すると仮定した。しかし「この指標は対象年齢を限定しているものではない」とおっしゃる。総合戦略の基本目標ははっきり「20歳～39歳と限定」しているのに限定していないという。全く理解できません。

1回目の質問でも言いましたが、人口維持を至上命題にし、「子育て世代が居住を選択するまち」づくりをその手段にする考え方自体が間違っている。根本の考え方がおかしいわけで「表現の問題」ではありません。

●社会発展をもたらす人口減

日本は第二次世界大戦を挟んで人口構造も発展途上国型から先進国型へと変わりました。戦前の日本は、出生率の高い国で、老人の比重が少なく年少者の比率が高い。明治以来1950年までの半世紀の平均出生率（人口1,000人当たりにおける出生数）は32.7でしたが、1955から70年の16年間の平均は17.9（平均出生児数＝170

万人）でした。この時点で戦前の半分近くまで下がったわけです。その一方で死亡率は20から7へと3分の1に急減しました（林直道『現代の日本経済』86ページ）。

「出生率」の減少は、母体保護、女性の人権保障が進んだことによるものです。1927年生まれの私の父は7人兄弟、1930年生まれの母の兄弟は10人。私が生まれたとき、両方の祖母はもういませんでした。こんなにたくさん産んだら母体はガタガタで長生きできるはずがありません。子どもを産み育てることは命がけです。

世界でも出生率は低下しています。1人の女性が生涯に出産する子どもの数を示す出生率の世界平均は、1969年の4.8人から1994年には2.9人まで減少し、現在は2.5人です。最貧国においては1969年時点で6.8であった出生率は、1994年には5.6となり、2019年には3.9になっています（『世界人口白書2019』）。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを推進する国連人口基金（UNFPA）の努力とリプロダクティブ・ライツを求める運動によって、意図しない妊娠が激減し、何百万人もの人々にとって、より健康的で生産的な暮らしへの活路が開けました。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に対して政府や自治体は無関心、無頓着であってはならず、尊重し守らなければなりません。

「20歳～39歳の女性に引っ越して欲しいという町に住みたいか」と町内外の女性に尋ねてみましたが、誰もがノーと言い、「気持ち悪い」という反応でした。「産めよ

増やせよ」ということを目的とする自治体は、そのことが広く知られることになれば敬遠されることになる。それは女性を人口増の手段としていることがミエミエだからです。

「次期総合戦略の策定にあたっては検討する」という答弁でしたので、ぜひ根本的なところから検討し直していただきたいと思えます。

●結婚しない、結婚できない

人口減は社会発展が必然的にもたらすものだと言いましたが、現在日本で進んでいる人口減少はあまりに急なスピードで進んでいます。これは確かに問題です。人口減少率を緩やかにする必要があります。なぜこんなにも急激に子どもが生まれなくなっているのでしょうか。

明治安田生命福祉研究所が興味深い調査をしています。

2016年の調査ですが3年前の2013年と比べると20・30代の未婚男女の恋愛や結婚の意識などが大きく変化しているというのです。

第一に、結婚したいと考えている人は、2013年度調査と比べて大幅ダウンしました。20代男性は、67.1%から38.7%に、20代女性は、82.2%から59.0%にまで減っています。

第二に、20代で恋人がいる人は、2008年度調査と比べて大幅に低下しました。男性は、45.8%から22.3%（5人に1人）に、女性は、47.9%から33.7%（3人に1人）に減っています。交際経験がない20代未

婚男性は53%（2人に1人）で、3年前の1.7倍です。

第三に、結婚に必要な収入をどのくらいと考えているのか。女性の半数以上が、結婚相手に400万円以上の年収を希望しています。しかし男性の実際の年収はというと年収400万円以上の人は、20代男性ではわずか15.2%、30代男性も37.0%にとどまり、「女性が希望する年収とは大きなギャップが見られ、このギャップが未婚・晩婚化の一因と考えられます」と調査レポートは言っています。

第四に、これが一番ショッキングだと思うのですが、30代未婚男性の交際経験は、年収200万円未満では42.3%、年収400万円以上では75.8%。年収200万円未満だと4割もの人が女性と付き合ったことがない。レポートは「一定程度の年収がないと恋愛・結婚に前向きになりにくい傾向が見られ、特に男性は年収が恋愛・結婚の意識や行動に大きく影響している実態がうかがえる」としています。

「府中町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」が描いている、20～39歳という出産可能な女性に沢山産んでもらい、そういう可能性のある女性に引っ越してきてもらえば人口が増えるというほど現実には甘くないということです。

国勢調査によれば、1990年の生涯未婚率（50歳時点における未婚者の割合）は男性5.6%、女性4.3%で、ほとんどの人が一度は結婚していたわけです。それが2015年には男性23.4%、女性14.1%となっています。男性のうちおよそ4人に1

人、女性のうち7人に1人が、生涯一度も結婚しなくなったのです。いくら妊娠する可能性があってもパートナーがいなければ女性から子どもは生まれません。

結婚する、しない、子どもを産む、産まないはそれぞれの自由ではありますが、結婚ないし子育てするための経済的条件が掘り崩されている。ここに問題があります。

経済的条件がなぜ掘り崩されているのか。それは日本で1990年代以降急速に増えた労働者の非正規化です。

1990年には非正規雇用者は870万人(20.0%)でしたが、今年(2019年)は2090万人(37.8%)と2倍になっています。総務省の2017年調査では、非正社員の75%は年収200万円未満。「働いても働いても生活が豊かにならない」、いわゆるワーキングプアです。労働者の非正規化と低賃金が結婚できない、結婚する気になれない大きな要因なのです。この問題を放置したままいくら「埋めよ増やせよ」といっても少子化は止まらないでしょう。

そこで質問です。⑥非正規雇用者の増加、ワーキングプアの増加と非婚化そして少子化にはこのように因果関係があると思いますが、どのようにお考えですか。

◆総務企画部長

因果関係はあると思います。しかし、町として何ができるのかという問題があります。

●子育て減免制度の実施を

もう一問お尋ねします。

国民健康保険の均等割保険料は、年齢や

所得に関係なく、一律に定額が課せられます。そのことで、特に子育て世帯の保険料負担が大きくなっていることが、以前から問題になっています。

「子どもを増やしたい」と言いながら、一人子どもが増えるごとに国保税を課す、これは大変矛盾したことだと思います。健康保険や公務員の共済保険では子どもが何人いても保険料は同じです。

いま、全国では、「子育て減免制度」を実施する自治体が徐々に広がっています。県内では福山市が、2人目以降の子ども(18歳未満)を2割減免しています。福岡県北九州市や、大阪府箕面市では、均等割を1人目は2割減、2人目は5割減、3人目は7割を減額しています。神奈川県大井町は来年(2020年)度から、子どもを対象に国民健康保険税の均等割を1人目から全額減免します。

全国知事会は、「平成31年度、国の施策並びに予算に関する提案・要望(社会保障関係)」の中で、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を国へ要望しています。本来、国の制度設計として均等割をなくす、あるいは少なくとも軽減措置をとるべきだと思いますが、すでにそれぞれの自治体で軽減措置が始まっています。

石川県加賀市も1人目からの軽減をしている自治体の一つです。加賀市はホームページで減免制度について以下のように説明しています。

「国民健康保険税の均等割は、社会保険等にはない加入者一人ひとりにかかるもので、収入の無い子どもについても人数分の

賦課がされます。加賀市では、子どもの均等割を減免することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減することとしました」
そこで質問です。

⑦子どもが増えるごとに国保税が増えていく「均等割」のしくみは「子育てしやすい町」に反するものです。府中町でも国保税の均等割について減免すべきだと思いますが、減免するお考えはありませんか。

◆総務企画部長

均等割の子育て減免に対して、問題意識はあり、検討してきたいと思います。

《第3回目》

3点ほど申し述べたい。

第1に、非正規労働者が増えたことと、晩婚化、非婚化、少子化に因果関係があるとお認めになりました。そして町として何ができるのか考えたいということでした。できることはあります。

「隗より始めよ」——非正規職員（来年度からの会計年度任用職員）の期末手当を、月給を削ることなく支給することです。そうすれば、非正規労働者の処遇改善、生活の安定に資することになります。

第2に、問題意識があるとお答えいただきました、国保「均等割の子育て減免」、自治体によってさまざまなやり方があるようですので、ぜひ研究・検討して、できるだけ早い時期に実施して欲しいと思います。

第3に、今日の質問の多くは国のことではないかというご意見もありましたが、市町村合併やいま進んでいる地方創生も国が決めた方針が自治体に来ているわけです。町執行部としては国の方針と違うことをするというのは難しい面をもっては思いますが、国の方針だからといって鵜呑みにするのではなく、自治体として自立的な方向をめざしていただきたい。

以上で私の質問を終わります。

《参考文献》

- 小林正典『平成の大合併の検証と展望』広島自治体問題研究所、2009年
岡田知弘『「自治体消滅」論を超えて』自治体研究社、2014年
同『公共サービスの産業化と地方自治』自治体研究社、2019年
白藤博行・岡田知弘・平岡和久『「自治体戦略2040構想」と地方自治』自治体研究社、2019年
岡田知弘・榊原秀訓・永山利和編著『地方消滅論・地方創生政策を問う』自治体研究社、2015年
中山徹『人口減少と地域の再編』自治体研究社、2016年
増田寛也編著『地方消滅』中公新書、2014年
本田和子『それでも子どもは減っていく』ちくま新書、2009年
山下祐介・金井利之『地方創生の正体』ちくま新書、2015年
山下祐介『地方消滅の畏』ちくま新書、2014年
佐々木信夫『市町村合併』ちくま新書、2002年
同『人口減少時代の地方創生論』PHP研究書、2015年
林直道『現代の日本経済 [第5版]』青木書店、1996年
ヤンソン柳沢由美子『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ』国土社、1997年

保育料の無償化にともなう問題点と 待機児童解消について

第4回定例会一般質問 2019年9月10日



「無償化」の問題点

● 限定付きの無償化

10月から幼児教育・保育の「無償化」が始まります。

無償化そのものは、すべての子どもに質の高い保育を格差なく平等に保障するために必要なことだと思います。

しかしながら、今回の「無償化」は、無償化とは言ふものの、すべての保育や、幼児教育に関わる保護者負担がゼロになるわけではありません。3歳以上の保育園、認定こども園、小規模保育などの市町が設定する保育料は無償になります。

しかし、あとでも述べますが制服代などさまざまな実費負担が施設ごとにあり、さらに、これまで保育料のなかに含まれてきた副食料費＝おかずも実費徴収されることになりました。

今回の「無償化」は、幼稚園や認可外保

育施設も対象になります。しかし、そこでの保育料は、それぞれの園が自由に設定しているため、すべてが無償、無料になるわけではなく、上限のある「利用料補助」といふべきものになっています。また、今回の「無償化」は、住民税非課税世帯を除いて0～2歳児は対象ではありません。

このように、今回の幼児教育・保育の「無償化」にはさまざまな限定がついていることが第一の問題点であります。

● 消費増税とセットの「無償化」

第二の問題点は、「無償化」の財源を消費税に求めていることにあります。政府は、消費税の「福祉目的化」「社会保障の安定財源確保」を進めています。

これは消費税によって福祉予算を充実させることではありません。消費税だけでなく法人税や所得税ほか全ての税収を使って社会保障、教育予算を賄っているわけですが、それをやめて消費税収しか使わないようにするという意味です。

財務省の作った「消費税の使途に関する資料」には次のように書かれています。

「社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収……は、全て社会保障財源に充てることとされ

ています。しかしながら、社会保障4経費の合計額には足りていません」

これはどういうことか？ 2019年度予算の場合、年金、医療、介護、子ども・子育ての「社会保障4経費」の合計が約30兆円で、消費税収が約15兆円。その差を財務省は「スキマ」と呼んでおり、これが15兆円になります。この「スキマ」を埋めることが、「社会保障の安定財源確保」だというわけです。そして、これまで社会保障や教育に使っていた税収を他に振り向ける——大企業向けの減税、防衛予算などに使おうというわけです。

(※) 9月4日付「中国新聞」一面は政府税制調査会の中間的な骨子について「社会保障維持へ安定税収を」という見出しをつけ「10月の消費税率引き上げ後も何らかの増税策が必要との考えをにじませる」と報じた。政府税調もさす

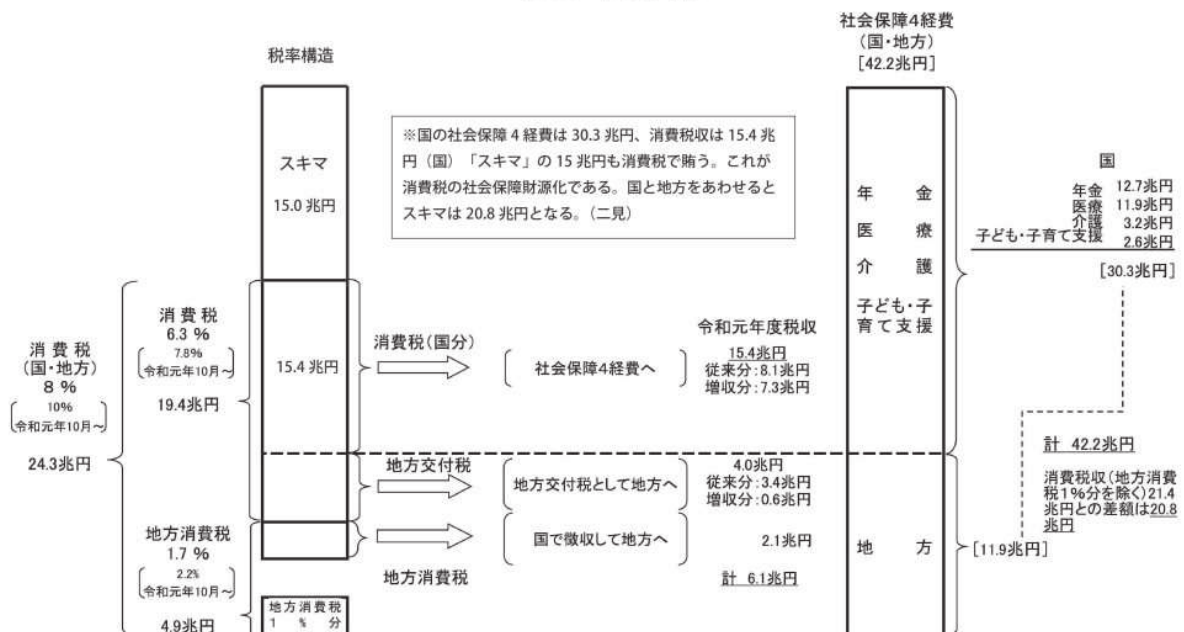
がに消費増税目前に「さらなる消費税の増税を」とはっきり書くことはできなかったようである。

消費税は所得の低い人、収入の少ない人ほど負担の重い税金です。生協の調査でも、年収400万円未満世帯の消費税負担率は5.72%なのに対して1000万円以上の世帯は3.79%と2ポイントも違います。ですから、税率が上がれば上がるほど庶民の暮らしは苦しくなります。

消費税収は現在の8%で約15兆円(国)です。スキマを埋め、社会保障と教育予算を全て消費税で賄うためには少なくとも16%まで消費税を上げることが必要であり、そうすることが「安定財源」の確保なのです。

「消費税で負担すべきだ」という中身も増やされました。2013年までは基礎年金、

消費税の社会保障財源化 (2019年度予算)



(注1) 合計額が一致しない箇所は端数処理の関係による。
 (注2) 年金の額には年金特例公債に係る償還費等約0.3兆円を含む。
 (注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。
 (注4) 令和元年度予算における社会保障の充実には消費税増収分1.68兆円と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果0.51兆円を活用し、合計2.19兆円の財源を確保している。

(出所) 財務省ホームページより作成

老人医療、介護の「高齢者3経費」を消費税でまかなうということでしたが、2014年からは先ほどの4経費になりました。2013年にスキマは10兆円ほどでしたが14年から15兆円へと1.5倍になったのです（下の表参照）。

今回、10月1日からの増税にあわせて保育の「無償化」をスタートさせる。ねらいの一つは「保育予算を確保し、充実させるためには消費税の増税しかない」と国民に印象づけることです。だから安倍首相は5月9日の参議院内閣委員会で、「幼児教育・保育の無償化は消費税率の引き上げが前提。10月の消費税率引き上げが延期されれば見送る」と答弁したのです。

保育予算、さらには社会保障予算を充実させるのは消費税を上げるしかない、消費税の引き上げを拒めば社会保障の充実はできないということにしてしまう。今回の消費税10%への引上げとセットになった幼児教育・保育の「無償化」は、さらなる消費増税へ向けてのステップでもあるのです。

●所得が多いほど無償化の恩恵を被る

第三の問題点は、所得が高いほど「無償化」の恩恵があるということです。生活保護世帯はもともと保育料が無料ですので負担は変わりません。2号認定（保育園の3～5歳）標準時間の場合は、町民税非課税世帯の年間保育料は36,000円ですの

「福祉目的化」及び「『社会保障・税一体改革』による社会保障の安定財源確保」の推移

	高齢者3経費(A)				合計	消費税収(B)		スキマ(B-A)	B/A (%)
	基礎年金	老人医療	介護	対前年比		(国分)	対前年比		
平成11年度	4.3	3.9	0.6		8.8	7.3	▲1.5	83.1	
平成12年度	4.5	3.3	1.3		9.0	6.9	▲2.1	76.9	
平成13年度	4.7	3.5	1.4		9.6	7.1	▲2.4	74.6	
平成14年度	4.8	3.8	1.5		10.1	6.9	▲3.2	68.7	
平成15年度	5.0	3.9	1.6		10.4	6.7	▲3.8	64.0	
平成16年度	5.3	4.0	1.8		11.0	6.7	▲4.3	61.2	
平成17年度	5.8	4.0	2.0		11.8	7.2	▲4.6	60.9	
平成18年度	6.2	4.0	1.9		12.1	7.4	▲4.7	61.2	
平成19年度	6.6	4.2	1.9		12.8	7.5	▲5.3	58.8	
平成20年度	7.0	4.4	1.9		13.3	7.5	▲5.8	56.4	
平成21年度	9.6	4.7	2.0		16.2	7.1	▲9.1	44.0	
平成22年度	9.9	4.6	2.1		16.6	6.8	▲9.8	41.0	
平成23年度	10.1	4.8	2.2		17.2	7.2	▲10.0	41.9	
平成24年度	7.7	5.1	2.3		15.1	7.3	▲7.8	48.6	
平成25年度	9.9	5.4	2.5		17.8	7.5	▲10.3	42.1	

	社会保障4経費(注4)(A)				合計	消費税収(B)		スキマ(B-A')	B/A' (%)
	年金(注5)	医療	介護	子ども・子育て支援		(国分)	対前年比		
平成26年度	11.4	10.9	2.8	1.9	26.9	11.9	▲15.0	44.3	
平成27年度	11.7	11.2	2.8	2.0	27.7	13.3	▲14.5	47.9	
平成28年度	11.9	11.3	2.9	2.0	28.2	13.4	▲14.8	47.4	
平成29年度	12.1	11.5	3.0	2.1	28.7	13.3	▲15.4	46.4	
平成30年度	12.3	11.6	3.1	2.1	29.1	13.6	▲15.5	46.8	
令和元年度	12.7	11.9	3.2	2.6	30.3	15.4	▲15.0	50.7	

(注1) 各年度の金額は、当初予算額である。
(注2) 平成24年度は、基礎年金庫負担割合2分の1と36.5%の差額(2.6兆円)を除いた額である(差額は、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される「年金交付国債」により手当することとしていたため)。
(注3) 平成25年度は、前々年度の「一般会計から年金特別会計への繰入超過額」が拡大したこと等を反映(繰入超過分は2年後に精算分として活用)。
(注4) 社会保障4経費とは、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。
(注5) 平成26年度以降の歳出の年金の額は年金特例国債に係る償還費等約0.3兆円を含む。

で、その分負担が軽減されます。区分の最高である町民税所得割課税 397,000 円以上の場合は、年間保育料は 384,000 円で、副食費の負担が月 4,500 円ということになっていますので差し引き 330,000 円の負担軽減となる。

保育の無償化は所得の高い世帯ほど恩恵があり、消費税は所得の低い世帯ほど負担が重い。保育の「無償化」そのものが悪いわけではありませんが、消費税とリンクするとこのような問題があるわけです。

第四の問題点として、優先順位です。「無償化」より先にすべきことがあるのではないのでしょうか。なにより待機児童の解消のために認可保育園をたくさんつくることが求められています。保育士のなり手不足、中途退職をなくすために劣悪な賃金と労働条件といった処遇を改善し、低すぎる職員の配置基準を改めることも必要です。この二つは緊急を要している課題であり、これらにこそ優先して予算を使うべきではないかと思います。

●副食費の負担

今回の「無償化」で、有料化されたものがあります。それは給食の副食費(おかず)です。「無償化」を進めると言っておきながら副食材料費をあらたに徴収するのは、あきらかに矛盾しており、逆行です。これまで保育園では、公立・私立を問わず、すべての園児について保育活動の一環として給食が実施され、その経費は公立園では設置者である市町村が負担し、私立園では、市町村が支払う委託費に給食費用が含まれ

ていました。政府は、今回の無償化を契機として3歳以上児給食の副食材料費を保護者の負担としました。

関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(2018年12月28日)は、「食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する」としています。

また、内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する都道府県説明会」(2019年5月30日)配付資料23「幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食材料費の取扱いについて」は、次のように述べています。

「①これまで保護者が負担してきた経緯のほか、②在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、③授業料が無償化されている義務教育の学校給食や④他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置付けるとともに、事前に保護者に説明し同意を得ることとする」〔マル数字は二見〕。

●副食費(副食材料費)有料化に 道理はあるのか

一見もってもらいたい説明ですが、いずれも道理がなく誤っています。

まず第一に、副食材料費を「保護者が負担」してきた事実はありません。

第二に、家で子育てしている場合でも屋

飯代はかかっているということですがけれども、給食は保育の一環であり、「保育所保育指針」にも「食育の推進」として位置づけられています。そこには「保育所における食育は、健康な生活の基本としての《食を営む力》の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること」と書かれています。

厚労省の作った指針の解説には次のよう
にあります。

「各保育所は、保育の内容の一環として食育を位置付け、……健康な生活の基本として食を営む力の育成に向けて、その基礎を培うために、各保育所において創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められる」

単にご飯を食べさせればよいという問題ではない。家でもご飯は食べているからというのは大変、次元の低い論議
であります。

四番目の社会保障分野についても同じです。病院であればその給食は治療の一環であり、医療給付の対象となるべきものです。厚生省自身がかつては給食を「医療の重要な一部」「治癒あるいは病気回復の促進を図る」と位置づけ、公的保険による「療養給付」を行っていました。ところが1994年に給食を給付から外し、患者に負担を求める改悪がなされました。1日3食600円からスタートして760円（1996年～）、780円（2000年～）、1080円（2016年

～）と増え、現在は1380円（2018年～）と導入時の2倍以上になっています。自分たちが制度を後退させてきたものを他の制度を改悪する理由にするなどもってのほかです。

三番目の「授業料が無償化されている義務教育の学校給食」が有料だからという理由はどうでしょうか。この点については1951年、今から70年近く前、敗戦から

6年後になされた国会の論議を紹介したい。

参議院・文部委員会で、「義務教育の無償をどの程度まで果すべきものだと考えているのか」という質問（1951年3月19日、共産党・岩間正男議員）に対して、辻田力（ちから）・文部省初等中等教育局長は、「憲法に定められている義務教育の無償をできるだけ



早く広範囲に実現したいということは、政府としての根本的な考え方」だとはっきり述べました。

現在は授業料だけが無償の対象だが「そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費、さらには交通費も将来的には無償にしたい」と辻田局長は言っているんです。いまはまだ国力——財政力ですね——が足りないので出来ないが、将来的には広範囲に無償化したいと答弁したのです。

ついでながら申しますと、このとき後に文部大臣になる内藤誉三郎(たかさぶろう)

初等中等教育局庶務課長は、辻田局長の答弁を補足して「学用品の内容は相当広範囲なものでございまして、その中には鉛筆、ノート、クレヨン、用紙そのほかに定規、コンパスというふうな学校で使うところの教材は全部網羅している」と述べています。鉛筆から定規、コンパスにいたるまでと、一つひとつ具体的に列挙している。教育にかかわる費用を広範囲にわたって無償化する強い意志が伝わってきます。「義務教育は、これを無償とする」という憲法26条の規定を当時の文部省は誠実に実行しようとしていた、ということも分かります。その後日本は奇跡的とも言われる高度経済成長を達成し、「経済大国」とまで呼ばれるようになりました。しかし残念ながら、これらの答弁は実現することなく今日に至っています。

日本国憲法に基づく「無償化」、政府自らが授業料以外も広範囲に無償化したいと答弁したことを実行せず、サボタージュしてきたことを保育園の副食費有料化の理由にする。これも恥ずかしいことだと思います。

このように厚労省が副食費有料化の理由に挙げている四点はいずれも道理がありません。

●副食費への助成を

今回の「無償化」は、所得の少ない世帯ほど恩恵が少ないわけですがけれども、広い層にわたって負担が減らされるようになります。しかし副食費がその対象から外れ、新たな負担になるわけです。

京都府内の自治体のように独自の助成が手厚くなされてきたところでは、もともとの保育料負担が少なく、副食費の有料化によって負担が大きくなったという逆転現象が起きているようです（「京都新聞」2019年08月24日付）。

当町の場合には逆転現象はなく、程度の差はあれ全ての所得階層で負担が軽減されています。さらに町民税所得割57,700円未満（年収360万円未満）の世帯のお子さん、一人親家庭、障害者手帳を持っている家庭で、町民税所得割77,101円未満の世帯は副食費は免除されています。

しかしながら、免除より上の階層はこれまでの主食費に加えて副食費を払わなければならない。厚労省の出した「目安」は主食費3,000円、副食費4,500円ですが、7月に公表した全国調査では、平均5423円（主食費703円、副食費4720円）となっています。仮に目安通りだとして、主食費を含め一人7,500円、二人ならば15,000円の負担です。これでは無償化の意味が半減です。

都道府県段階では全国で11県が副食費の無償化ないし一部助成を実施するそうです（7月現在、広島県調査）。東京23区の場合、主食費を含め全額行政が負担するのが13の区、主食費だけを行政が負担するのが3つの区、あとは8月8日段階では未定だそうです。

広島県内をみましても23市町のうち7市町、府中市、庄原市、安芸高田市、三次市、神石高原町、大崎上島町、安芸高田市が、全ての3～5歳児の副食費をが副食

費を助成し無料にすると聞いています。江田島市や北広島町も対象は全員ではありませんが助成があるようです。

そこで、質問いたします。

①これらの自治体と同様に副食費を町で助成することは、保護者の負担をさらに軽減することになり、子育てしやすい町に近づくことになると思います。当町でも実施すべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

◆福祉保健部長 議員ご指摘のとおり、令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳の就学前子どもの保育料等は無料になりますが、従前の保育料に含まれておりました給食費の副食代は実費徴収されることとなります。これは、自宅で子育てをおこなう保護者と同様に、給食に係る費用を負担することが原則とされたからです。

ただし、利用料の無償化と合わせて負担が増える世帯が生じないように、年収360万円未満の世帯および全所得階層の第3子以降の子どもからは徴収しない制度となっております。

これは、保育料が月額13,800円までの世帯を補えると見込めるため、無償化による負担増にならないように、国の制度でカバーできるものと見込んでおります。

施設の負担が増える

●実費徴収に伴う施設の負担増

二見議員 つぎに副食費の実費徴収にとも

なう問題について質問いたします。

②実費徴収は各々の施設が行うことになっており、喫食率の把握など徴収実務が増え、滞納・未納への対応など保育士、幼稚園教諭、事務職員の負担が重くなるという問題も生じます。この点についてどのような対策をとるおつもりですか。

◆福祉保健部長 これまでも教材費等を独自で徴収されており、各施設とも徴収事務に関する心配はないかと思われませんが、今回の改正による追加の実費徴収部分について事務を明確にするなど、情報提供をしっかりとしながら、施設及び保護者の皆さんの負担とならないようにサポートしていきたいと考えております。

●さまざまな実費負担

二見議員 三点目に、これは今回の無償化とは直接関係ありませんが、保育施設の実費負担について伺います。

保育園や幼稚園などでは副食費以外にも行事代、教材費、布団シーツ、制服制帽、通園バス、保護者会費など保育料以外に徴収される実費があります。この実費負担が施設ごとに違い、その差が大きいことが問題となっております。

「保育料以外の負担を考える会」という民間団体が京都市内の保育施設を対象に実施したアンケート調査によりますと、5歳児の場合、実費負担の平均年額が約36,000円。一番負担の少ない施設はゼロで最高額は14万円を超すんだそうです。

そこで三点目の質問ですが、

③今回、町内で無償化の対象となる施設（保育園、幼稚園など）の実費負担の現状はどうなっているでしょうか。教えてください。

●教育・保育に必要な物品の購入に要する費用への助成

四点目に、日用品、文房具などの購入に対する助成について質問します。

副食費の有料化も加わり、保育料そのものは無償になっても、実費負担が増えていくのでは困ります

子ども・子育て支援法第59条に「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する」世帯に対して、「日用品、文房具その他の教育・保育



に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他」について助成することが規定されています。

そこで質問ですが、

④当町における助成の基準はどのようになっているでしょうか。あわせてお答え下さい。

◆福祉保健部長 町内には保育園が5園、認定こども園が1園、小規模保育事業等が4施設、私学助成幼稚園が5園、認可外保育施設が3施設あります。

全園とも民営事業者で、特色ある保育・教育を実施されており、議員ご指摘のとおり、教材費、制服代、事業代など園でばらつきがあります。また、0歳児から5歳児までを対象とする保育所等では、年齢によっても負担額に違いがあります。

しかし、現在も、無償化に関係なく徴収されている経費ですので、現行どおり徴収されているようでしたら、問題は生じないと思います。今後は、過度に徴収金があがることのないように、監査等で注視してまいります。

議員ご指摘の助成制度は、子ども・子育て支援新制度では、地域子ども・子育て支援事業の13事業に位置付けられた「実費徴収に係る補足給付を行う事業」でございます。この13事業は、子ども・子育て支援事業計画の中で、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めなければならない事業ですが、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、任意事業であることと、保育所入所支度に要する費用（布団カバー、帽子、スモッグ、運動靴、かばん、制服、弁当箱等）が生活保護で必要経費として認められていることなどから、平成27年度の計画策定時には、事業の実施に至りませんでした。

今年度が計画の見直しの年でもありますので、ニーズ調査の結果も踏まえながら、事業内容についてしっかりと検討してまいります。

無認可への指導の強化を

●劣悪な保育にならないための歯止めを
二見議員 五点目に無認可施設について伺います。

今回、無認可施設を含め広く「無償化」することになっています。待機児童が多く、無認可施設にしか預けることができない保護者にとって喜ばしいことであると同時に問題もあります。無認可施設は、保育士の配置、施設の面積などの点で認可施設より不適切な環境におかれている場合が多い。

内閣府の調査によりますと、去年1年間に全国の保育施設などで起きた子どもの死亡事故は9人でそのうちの6人が無認可、1人が家庭的保育事業でした。内閣府の資料を元に計算すると1000施設あたりの死亡事故は、

- ・認可保育園（2人） 0.085 / 1000
- ・認可外保育施設（6人） 0.78 / 1000
- ・家庭的保育事業（1人） 1.06 / 1000

施設数で比較すると認可外施設は認可保育園の10.5倍死亡事故が多いこととなります。さらに利用児童数1万人あたりで計算すると、

- ・認可保育園 0.01 / 1万人
- ・認可外保育施設 0.27人 / 1万人

子どもの数で比較すると認可外施設は認可保育園の実に27倍も事故が多いのです。

もちろん、認可外施設の全てが悪いというわけではありません。頑張っているところもある。しかし、保育士の有資格者の数、施設の面積などの最低基準が異なり、同じ

保育とは言い難い現実があります。厚労省が2006年に実施した調査によりますと、認可外保育施設の保育従事者のうち保育士資格をもつ人の割合は約6割にすぎません。全員有資格者の施設が2割強ある一方で50%未満の施設も2割強あるのです。

補助金を出すことは町にも責任が生じます。

そこで五点目の質問ですが、

⑤無償化の対象となる無認可施設へ立ち入り検査の強化など、保育の質確保に向けた取り組みを何かされていますか。

◆福祉保健部長 町内には認可外保育施設が3施設ありますが、毎年指導監督に入っており、適正に保育が行われていることを確認しております。

また、平成29年度より、認可外保育施



設に対して、職員の衛生・安全対策補助金として、職員の定期健康診査の費用の一部助成及び腸内細菌検査費用を助成して、衛生管理をサポートしております。大切なお子さまをお預かりする保育施設として、今後も指導・支援を継続してまいります。

待機児童を出さないために

●大型マンション建設と待機児童

二見議員 六点目に待機児童の問題について質問いたします。

町内には、100戸以上のマンションが現在3つ建設中で、その総戸数は600近くになります。これら3つのマンションは2020年から2021年にかけて入居が始まる予定です。

▲アルファステイツ府中大通（128戸／2020年6月入居開始）

▲ジェイグランディア府中向洋（284戸／2021年3月入居開始）

▲ザ・府中レジデンス（172戸／2021年5月入居開始）

また、戸数は分かりませんが宮の町2丁目下榊公園南側の広い土地にもマンション建設の看板が掲げられています。

3つのマンションの広告には「独自の子育て支援策が充実している府中町」「子育て世代に嬉しい、府中町の取り組み」「幼稚園や保育園等の施設も徒歩圏内に多く子育て環境も整っています」と書かれており、これらマンションの住民として、小さなお子さんをもつ、あるいはこれから家庭を築いていく若い夫婦が想定されています。

下榊公園南側のマンションはどの程度の規模になるか分かりませんが、かなり大きそうです。それ以外にも戸建てや10～15軒の賃貸物件もあちこちに造られています。

3つのマンションに限っても、約600世帯が増え、これに平均出生率の1.44を

かければ800人以上の子どもが増える計算になります。現在は保育園、幼稚園、在宅などそれ以外の比率はほぼ3分の1ずつです。そうすると新たに約300人の子どもたちを保育園に受け入れる必要がある。

保育の無償化に伴い、保育園に子どもを預けて働こうという保護者の比率も高まると予想され、そうするとさらに保育園が必要となるでしょう。

来年4月から新しい保育園ができます。その努力を高く評価したいと思います。しかしながら、このような状況を考えると、120人の定員増では待機児童は解消せず、増えることになるでしょう。

六点目、最後の質問です。

⑥来年には新しい「府中町子ども・子育て支援事業計画」が作られると聞いています。待機児童を出さないためには保育園のさらなる建設が必要だと考えますが、町の考えをお聞かせ下さい。

◆福祉保健部長 議員ご指摘のとおり、平成27年に策定しました「府中町子ども・子育て支援事業計画」は、今年度が5年計画の最終年度となり、来年度から新しい計画策定に向けて、現在、ニーズ調査を実施し、子ども・子育て会議の意見を伺いながら、内容を精査しているところです。

現在、来年4月の開園をめざして、定員120名の新しい保育園を建設中です。保育園の新設にあたっては、府中町の人口推計及びマンションの建設予定等も勘案し、定員を設定いたしました。今後も、

さらなるマンションの建設、女性就労率の上昇、10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化の影響など待機児童が発生していくと思われる様々な要因が予想されます。計画で設定する「見込み量と確保方策」についてもしっかり検討して設定してまいります。今後、見込みが大幅に変わるときは、修正しながら、対応していきたいと考えております。

《第2回目の質問》

(1)

残念ながら副食費について町独自の助成はしないという答弁でした。国の制度によって免除される子どもの数は、保育園・認定こども園が138人、幼稚園も138人で、3歳～5歳児（保672人、幼776人）のほぼ2割になります。先ほども申しましたように全国や県内で全児童の副食費を免除する自治体があります。それらの動向もみながら町としてどうするのかよく検討して下さい。

本来であれば副食費を含めた無償化を国が進めるべきものです。県内の町と協議して無償化を求めてほしいと思います。

(2)

実費徴収にともなう実務の負担増については、施設や保護者の負担にならないようサポートするという答弁でした。ぜひそういう方向で頑張ってくださいと思います。この実費徴収にかかわって3点質問いたします。

一つめは、全国で給食費の滞納を児童手当から徴収する動きが進んでいることです。給食費というのはどこでも未納・滞納問題がある。学校給食の場合ですと未納者の割合は、小学校0.8%、中学校0.9%となっています（文科省「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について〔2016年度調査〕」2018年7月27日発表）。

未納の主な原因についての学校の認識——あくまで認識ですが——は、「保護者としての責任感や規範意識」に問題があると考えられるケースが68.5%で、「経済的な問題」だと考えられるケースが18.9%だと答えています。私は、「責任感や規範意識」に問題があると学校側が判断している未納者のなかにも経済的な状況がよくないケースが含まれているのではないかと考えます。

学校給食の場合、生活保護世帯と就学援助世帯は給食費が免除されます。それでもなお、1%近い家庭が経済的な問題で給食費が払えない。そして、少なくともその2割が経済的な理由だと学校側も判断している。こういう状況ですから、世帯収入360万円未満の世帯が副食費を免除されても、未納、滞納問題が発生する可能性がある。文科省は当然このことを想定しており、「幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食料料費の取扱いについて」においても「副食費の徴収を施設が行うこととなった場合、滞納者が多く出れば、施設の運営にも悪影響が出る」と述べています。

だから滞納を生まないために、児童手当から副食費の徴収が可能だという話にな

る。しかしながら、児童手当の支給要件や金額などが定められている「児童手当法」第15条には「児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない」とあります。もちろん文科省はこのことも知っていますので、児童手当からの徴収は「あくまで任意」であり、児童手当「受給者からの申し出に基づく」としています。

ところが、千葉県市川市は、給食費を滞納した際の児童手当からの徴収を認める「申出書」の提出を市立保育園の児童の保

護者全員に求めています。「赤旗」が全国20の政令市に滞納した場合の対応を尋ねたところ、堺市と岡山市は児童手当から徴収する方向で検討中、さいたま、千葉、

新潟、大阪の各市も検討中と回答。13政令市が現時点で「検討していない」と回答しています。（「しんぶん赤旗」2019年9月2日付）。

「家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」という児童手当の目的からいっても、児童手当受給権の保護の観点からみても、児童手当からの徴収を認める「申出書」を強要することは許されません。

そこで質問です。

①副食費について児童手当から徴収することについて、町はどのように考えている

でしょうか。

また、②児童手当からの徴収は「あくまで任意」で受給者からの自発的な申し出に基づくということを厳格に守らなければならないと思いますが、町の認識を伺います。

◆子育て支援課長 ①現在、副食費について、児童手当からの徴収は考えておりません。しかし、今後、滞納者が増えるような状況になった場合、受益者負担の公平性の観点から、制度を利用することも検討して参ります。



②児童手法の規定により、児童手当から保育料を特別徴収が可能です。現在、保護者の同意を得たうえで、保育料については、特別徴収を行っているところでございます。この認

識に基づき、副食費についても保護者の同意を得たうえで行うこととなりますので、申出書を強要することはありません。

二見議員 内閣府は、「10月からの特定教育・保育の費用告示案」を8月22日付で各自治体に送付しました。そこには副食費の実費聴取にともない保育所、認定こども園などの3～5歳児の公定価格を5,090円引き下げることが通知されています。実費徴収の目安は4,500円であり、免除対象者に実費相当分として支払われる副食費徴収免除加算も4,500円としていま

す。保護者から受け取るのが4,500円なのに国からの運営費は5,090円も減らされる。その差は児童一人あたり月額600円、年間7,200円となります。3歳以上の子どもが100人いるならば年間70万円を越す減収です。

③この減収は保育園や認定こども園の運営に支障をきたすと思いますが町としてどのように考えているのか、なにか対策を講じるつもりがあるのか伺います。

◆子育て支援課長 町から保育所、認定こども園等に支給している施設型給付費は、国が定めている公定価格に基づいて算定しているところです。このたび、教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の副食費が保護者から直接徴収することによる減額分(5181円)、及び消費税引き上げによる増額分の改定があり、3歳以上児については月額約5,100円程度の減額が示されているところです。施設が保護者から徴収する副食費は4,500円を目安に各



施設で決定しますが、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の副食費免除対象者に対する町からの補填は1人月額4,500円となり、先ほどの5,100円とは600円程度差が生じています。この差額については、国の方針ではチーム保育推進加算、栄養管理加算の要件緩和及び価格改定等をし、これらの加算を適用することにより解

消する方針です。町といたしましても国の方針に基づいて対応する予定です。

《追記》 8月22日の自治体への通知以降、批判や問い合わせが内閣府に相次ぎ、厚労省は撤回に追い込まれました。全国市長会の立谷秀清会長(福島県相馬市長)は「制度の10月スタート寸前になり、内閣府が物価調整分680円を保護者負担に上積みする公定価格案を一方的に提示してきた。今さらこんなことは市民に説明できない。国による不当な行為で、全国市長会としては到底容認できない」と強く批判。日本共産党の田村智子参院議員も内閣府に対して抗議をおこなっていました。9月17日、立谷会長が菅義偉官房長官と会談し、強く抗議し、報酬引き下げの撤回につながったものです。引き下げと引き換えに実施するはずだった栄養管理加算とチーム保育推進加算の拡充も見送られました。(「しんぶん赤旗」2019年9月19日)

二見議員 ④教材費や制服代などの実費徴収についてですが、各園でばらつきがある

という答弁でした。ぜひ各園ごとの実費徴収について調査をして頂きたいと思いますが、どうでしょうか。

◆子育て支援課長 無償化は、幼児教育

の負担の軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものでありますから、各園ごとの教材費や制服代などの実費徴収の調査を行います。

二見議員 補足給付事業は2015(平成27)年には実施に至らなかったという答弁でした。理由の一つとして生活保護制度

で保育所入所支度に要する費用が認められていることを挙げられました。そうであれば、小中学校の就学援助の基準——当町の場合には生活保護基準の1.2倍——に対象者を広げれば、補足給付事業の主旨が活かされるとともに保護者からも喜ばれると思います。ぜひ就学援助基準での補足給付事業を実施する方向で検討して頂きたいと思えます。

(3)

無認可施設への立ち入り検査の強化については、「毎年指導監督に入っており、適正に保育が行われていることを確認している」「今後も指導・支援を継続していく」ということで安心しました。

この9月定例会で「府中町子ども・子育て支援法施行条例」が一部改正され、「子育てのための施設等利用給付」の給付を受ける者又は施設等を運営する者等が、正当な理由なく、町から求められた報告をしない場合には過料を課す規定が設けられました。

現在は認可外が3施設ですが、待機児童が増れば認可外施設も増えていくことになるでしょう。町内3施設は問題がなく指導も行き届いているようですけれども、全国的には指導監督に問題があります。

2016年度に立入調査を実施した4,771か所の施設のうち、指導監督基準を満たさないものの割合は約41%であるにもかかわらず、改善勧告を行ったものは6か所で、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令を行ったものはない、というのが実状です（参議

院内閣委員会 2019年4月23日、田村智子議員に対する政府答弁）。

認可外保育施設・事業で子どもを失った保護者の方々は、認可外施設を無償化の対象にすることについて大変危機感をもっています。

「保育ママ」事業を使い、生後4カ月の長男颯生（そうせい）ちゃんを亡くした須田博美さんは、「最低限の基準すら守れないところは排除しないといけない。事故が起きたら、（預けた方と預かった方の）双方の人生が壊れてしまう」「どんどん認めてお金を出して安心感を与えながら、有事の際は個々の保護者の自己責任としてうやむやにするのは、国のやることではない」とシンポジウムで訴えました（「朝日新聞」2019年4月9日）。

子どもの命は壊れやすく。失われた命は戻ってきません。改正された条例を生かし、事故がないよう引き続き、指導監督をしていただきたい。

(4)

大型マンション建設にともなって待機児童が増えるのではという質問に対して、しっかり検討していくという答弁でした。このままいけば多くの待機児童が増えるのは目に見えています。足りないからといってすぐに保育園が建つわけではない。そのことは十分ご承知のしょうから、後手後手にならないようにしていただきたいと思えます。

《第3回目の発言》

二見議員 さまざまな問題を抱えた幼児教育・保育の「無償化」が3週間後にスタートします。保育園や幼稚園などの事務の負担増についても質問しましたが、子育て支援課の仕事量も「無償化」によって相当負担が増えるのではないかと。

膨大な仕事を抱えることは、メンタルヘルス（精神的健康）不調をもたらす最大の要因です。厚労省が毎年行っている「労働安全衛生調査（実態調査）」（2018年）で、「強いストレスを感じている」と回答した労働者の割合は約6割（58.0%）。その要因の一番目に「仕事の質と量」（59.4%）を挙げています（*）。

（*）2番目が、「仕事の失敗、責任の発生等」

（34.0%）、3番目が「セクハラ・パワハラを含む対人関係」（31.3%）でした。

日本の多くの労働者が「仕事の質と量」に対して日常的に負担に感じている。要するに働き過ぎであり、限界を超すとメンタルヘルス不調になるわけです。当町も例外ではありません。現時点でもメンタルヘルス不調で休職されている職員がいます。本人にとっても町にとっても大きな損失です。

「子育て支援課」だけの問題ではありませんが、メンタルヘルス不調の職員を増やさないためにも、また町民のみなさんに喜んでいただける業務執行のためにも職員増を要望して私の質問を終わります。

《参考文献》

全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書2019』（ひとなる書房）

中山徹『だれのための保育制度改革』（自治体研究社）

同 「政府・自治体が進める保育制度『改革』の全体像と対抗軸」（『住民と自治』2019年5月号）
逆井直紀「待機児童解消と規制緩和」（同上）

田中智子「保育無償化政策により子育て世代に生じる問題」（同上）

田中智子ほか編『隠れ保育料を考える』（かもがわ出版）

田村和之「保育所給食費の保護者負担の法学的検討」（『保育情報』2019年8月号）

2018年度決算についての意見表明

（平成30年度）

2019年9月18日

●歳入——一人ひとりに寄り添った徴税

歳入についてですが、一般会計の町税の収納率は昨年度より0.3ポイント増え98.6%（国保税は2.4ポイント増の

85.6%）となりました。税務課長は控えめで、決算特別委員会の場では仰いませんでしたが、あとで聞きましたところ、県内23市町中、一般会計はベスト2、国保会

計はベスト 5 だそうであります。

私がうれしく思うのは、高い収納率が、苛烈な徴税活動ではなく、親身な住民に寄り添った徴税活動の結果であることです。「生活に応じた対応を心がけ、疾病や離職等により、納付困難な方に対して経済基盤を確立できるよう、関係部署との連携を図って」きた、その努力を高く評価したいと思います。国保においても生活保護、障害年金の受給を勧めたり、家族に厚生年金に加入している人がいる場合はその扶養になるようにといった助言していると伺いました。

こういう努力の積み重ねが不納欠損を減らすことにも繋がっており、平成 29 年度一般会計、不納欠損の合計は 2360 万円でしたが、30 年度は 1532 万円へと減っております。

●府中町の財政構造

歳入 173 億 1,920 万円、歳出 171 億 8,335 万円で、実質収支額は 2,320 万円の黒字です。1 に近いほど財政力が高いとされる財政力指数は前年度の 0.906 から 0.917 に上がりました。

標準財政規模に対する地方債の元利払いの比率を示す実質公債費比率は、平成 28 年度 8.8%、平成 29 年度は 7.9%、平成 30 年度は 7.1% へと下がっています。

一方、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の比率を示す将来負担率は平成 29 年度に 34.3% 増えて 130.7% となりましたが、30 年度は 113.6% へと下がっています。昨年度の決算審査特別

委員会で、繰替え運用金が平成 30 年 5 月 31 日に収入済みになり全額基金に繰り戻しているため数字は 130.7% となっているが実質的には 114% であり、平成 27 年の 111% とほぼ同じであるとの説明を受けたとおりになっています。この 10 年間、イレギュラーだった平成 29 年度を除けば、将来負担率は着実に下がっています。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率——毎年度常に支出しなければならない経費に使われている一般財源が、自由に使える一般財源の総額比べてどの程度の割合を占めているか——は平成 29 年度の 102.9% から 30 年度は 97.5% に下がりました。29 年度は業績不振による法人住民税の低迷が大きく影響し、経常一般財源が前年度比 11 億 6000 万円も減少したことによるものです

以上のことから、当町の財政力は高く、実質公債費比率や将来負担率という指標から見ると、いわゆる「借金」の支払い見通しも悪くないといえます。しかし、残念ながら当町は法人町民税収の変動が激しく、そのことが柔軟な財政支出を難しくさせている。こういう財政構造になっているわけです。

●歳出の評価と要望

つぎに歳出です。

▼総務

①証明書等コンビニ交付事業ですが、平成 30 年度の利用は住民票 220 件 (1.15%)、印鑑証明 144 件 (1.69%)、戸籍 3 件 (0.05%)、附票 1 件 (0.16%) となってい

ます。今年度は伸びているようですが、コンビニでの交付率は住民票で 1.7% です。このコンビニでの証明書交付はマイナンバーの普及策の一つとして実施されています。当町でのマイナンバーカードそのものの普及率は 14.3% にすぎません。

マイナンバーカードが普及しないのは個人情報情報が漏れるおそれがあるからであり、持っていなくても不自由を感じないからでもあります。コンビニで 24 時間住民票などの交付を受けるのは確かに便利でしょうけれども、ついうっかりマイナンバーカードを置いてきてしまうことだってある。

住民票、印鑑証明、戸籍が必要になるのは、結婚、引っ越し、進学、就職、住居の購入など、人生の転機のと看で、日常的にこれらのものの交付が必要になるわけではありません。私も 56 年生きてきましたが、これらの証明書の交付を受けたのは数えるほどです。毎月住民票が、いや年に 1 回住民票がいるなどという人はいません。

また、証明書は庁舎、南交流センター、つばき館の 3 カ所で交付しています。年間 938 万円もかけてコンビニ交付事業をする必要があるのか。見直しを求めたいと思います。

②コミュニティバス運行事業ですが、つばきバスの年間乗降数 18 万 5000 人と住民の足として役立っていると思います。同時に、ルートの延伸などさまざまな要望が寄せられています。マスタープランを作成されるということですので、利用実態や要望を踏まえたものをつくり、プランに沿った改善を進めて頂きたいと思います。赤字

が 5000 万円という言い方もされますが、民間では採算ベースに乗らないものを「住民生活の利便性の確保」のために町が実施するわけですので、必要なコストだと考えるものです。



③ホームページなど広報公聴事業についてですが、一般的な閲覧回数は 29 年度並みの 176 万 5500 件でしたが、豪雨災害関連の閲覧が 88 万もあったと説明を受けました。いざというときに役立つホームページだということです。

当町のホームページは、必要なことを比較的に見つけやすく、この点も評価したいと思います。ただ質実剛健で、見栄えという点では他市町に比べてやや見劣りしています。必要なことがきちんと探せる、見つかる。これがなによりで、この点で十分合格ですが、ぜひ見栄えの点でも努力して頂きたいと思います。

▼教育委員会

④学校運営改善推進事業についてですが、教員の負担軽減のためにさまざまな手立てが取られていることが分かりました。スクールカウンセラーを継続的に配置し、給食指導支援員を配置する。業務改善としては、部活動休養日、定時退庁日の設定、

夏季一斉閉庁日の実施、町からの調査、紹介文書の軽減、教育研究レポートの休止などをされたと同いました。

引き続き、負担軽減に取り組み、先生が子どもたちと十分向き合うことができるようにしていただきたい。

⑤残念なのは小中連携教育充実事業で、予算約 1600 万円のうち約 600 万円も残りました。執行率 63.6% (H29 年度の執行率は 86%) です。予算は若干増えましたが、執行率は大幅に下がりました。その理由は「非常勤講師を人員不足により雇用できなかった」とのことです。

この事業は「非常勤講師の採用によって効果的な指導方法等を工夫・改善し、児童生徒の「基礎・基本」の学力の定着を図る」(平成 30 年度主要事業一覧)のものであり、子どもたちに行き届いた授業と教員の多忙化解消が目的だといえます。

なぜ人員不足なのかと聞きますと応募がなかったそうです。わずかなコマ数のために来てくれる人がいないということです。町としてせつかく確保した予算がこのような理由で使われないことは大変悲しむべきことです。

やはり正規職での人員増が必要であり、町単独で教員の正規職採用が難しいのならば、県に対して今以上に強く、正規職教員の大幅増員を求めて下さい。

⑥府中南小学校のトイレ改修工事は、子どもたちや保護者の強い要望が実ったもので、とてもよかったと思います。工事もほぼ完了と同っています。北小、東小のトイレ改修も順次実施するとのことですので早

期の着手・完了を期待しております。

▼厚生

⑦児童センター事業ですが、府中南交流センターにあります「児童センターバンビーズ」の年間利用者は 40,600 人、府中北交流センターにあります「児童センターハッピーズ」の利用者は 59,000 人となっています。ハッピーズをつくったことによって利用者は 4 万人前後だったものが両施設あわせて 10 万人になったことは大変嬉しいことです。ただ、中高生の利用者数が乳幼児とその保護者、小学生と比べて少なく、中高生の利用促進をさらに図ってください。

⑧子どもの医療費助成事業は、平成 30 年度で 3 年となりました。この 3 年間で事業にかかわる費用は約 1 億 3 千万円ではほぼ変わりません。

全国では中学校卒業まで一部負担金なし、所得制限なしが標準です。昨年度決算の際にも要望しましたが、中学生の通院に対する助成を始めるべきではないでしょうか。

⑨障害者通院医療費助成事業ですが、予算 324 万円に対して支出済額 193 万円、不用額 131 万円となっています。自立支援医療は本人 1 割負担です。町の制度は自立支援における自己負担分の 2 分の 1 を申請により助成するものです。償還払いであるため、せつかくの負担軽減策なのに使われていません。県の助成も検討されているようですので、できるだけ早く、広島市と同様に窓口での本人負担をなくすようにし

ていただきたい。

▼災害復旧・防災

⑩災害復旧関係予算は一般会計7億4,679万円、下水道会計1,274万円合計約7億6千万円です。これに災害救助費1,851万円が加わって8億円近くになる。もちろん必要な予算です。復旧周辺の町よりも被害は少なかったわけですが、それでもこれだけのお金が必要になるわけです。やはりできるだけ対策を取ることであり、豪雨災害への備えは森林整備と河川改修です。監査委員による審査意見は「昨年の7月豪雨災害については、一級河川自体、町が直接管理しているものではありませんが、町民の災害復旧に対する行政への期待は大きいものがありました」と指摘してまます。榎川の改修は県の仕事ではありますが、なかなか進捗しない。そのことが昨年の河川氾濫の原因の一つだったわけです。ここをどう打開するのか。もう一つの手立ては森林整備ですが、町有林は町の責任で管理、整備するものです。森林整備が進めば、森が雨を受け止め、雨は一度に流れず、洪水が起きにくくなります。

度々要望してきましたが、森林整備予算が極めて少ない。改めて抜本的な増額を求めるものです。すでに崩れてしまってその復旧工事にもお金がかかるわけですがけれども、大きな災害を起こさないためにぜひ森林整備を進めて頂きたい。それが人命を救い、被害を大きくしない道です。

⑪マンホールトイレ（災害用トイレ）は、10カ所への整備が完了しました。災害時

には、電気、ガス、水道といったライフラインの復旧とともにトイレも必要不可欠です。

地震、台風、河川の氾濫、浸水など自然災害はさまざまであり、どのような災害がどの程度の規模で町民の暮らしを襲うのかはなかなか想定しにくいところがあります。マンホールトイレだけで町民のトイレ需要が賄えるわけではありませんし、台風や豪雨では使えません。

内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」は、「トイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらすことになり、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながる。被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い問題意識をもって捉えられるべきである」と述べています。

災害用にさまざまな仮設トイレ、簡易トイレがあり、これらを組み合わせ、完了したマンホールトイレとともに、町内にどう整備、配備していくのか。簡易トイレは現時点で800を備蓄しているそうですが、とても足りません。今後、配備計画を立てていくと伺っておりますので、町内会自主防災会とも連携してぜひとりくんでいただきたいと思います。

（以上）

議場に日の丸を掲げることに対する反対

2018年12月議会

議員提出議案「府中町議会議場に国旗及び町旗掲揚に関する決議（案）」に反対の立場から討論します。

まず初めに、議場に府中町町旗掲示することには異議がないことを申し上げます。

問題は国旗の掲示であり、5つの問題点があります。

第一に、地方自治法に照らして問題がある。

地方自治法第1条の2は、地方自治体の役割について「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」と述べています。

「国民」ではなく、「住民の福祉」の増進が地方自治体の役割なのです。国民と住民は同じではありません。住民には日本国籍を持たない人たちも含まれます。ですから、決議（案）の述べている「日本国民としての自覚と誇り」を求めるのは、そもそも自治体のあり方としておかしい。

9月19日、法務省は、日本に在留する外国人が今年6月末時点で263万7251人（速報値）で、統計を取り始めた1959年以降、最も多かったと発表しました。総務省によると7月1日現在の日本の総人口は約1億2659万人で、在留外国人数は

この約2%にあたります。（「朝日」2018年9月19日）。府中町でも外国籍の町民は663人、町民の1.3%が外国人なのです。

議場は地方自治法の求める「住民の福祉の増進」のために、町政が何をなすべきかを論議する場です。今申しましたように住民には当然、外国人も含まれます。12月8日、出入国管理法「改定」案が成立いたしました。在留資格を新設して外国人労働者の受け入れを拡大することが目的です。5年目までの累計で最大34万5150人を日本に呼び込むのだそうです。今後さらに町内に住む外国人は増えることになるでしょう。国旗＝日の丸については、日本人のなかにも様々な受け止めがある。ましてや、かつて日本が戦争をしかけ、侵略した国々の人たちも日本に在留し、今後さらに増えていくわけです。このことをよく考える必要があります。

外国人の方には選挙権・被選挙権はありませんが、住民すなわち府中町民です。私たち町議会議員は日本国民でない外国人を含めた府中町民の代表なのです。

このことを踏まえたとき、「国民としての自覚と誇りを持って」と議場に国旗を掲示することは、地方自治法のめざす方向に反するものであることは明白です。

決議（案）は日章旗＝日の丸が慣習とし

て定着していることを述べていますが、いま国民の祝日——かつて旗日とも言っていました——国民の祝日に日の丸を掲げている家がどれだけあるでしょうか。子どもの頃はまだあったように記憶していますが、今はほとんど見ることがない。定着などんでもありません。

第二に、過去に国旗、日の丸が戦争で果たした役割です。

1945年に終わったアジア太平洋戦争において日の丸は戦争のシンボルでした。そのことは戦中に使われた修身の教科書に明確に述べられています。例えば国民学校3年生用の『初等科修身一』（1942年）には次のように書かれています。

「敵軍を追ひはらって、せんりやうしたところに、まっ先に高く立てるのは、やはり日の丸の旗です。兵士たちは、この旗の下に集まって、聲をかぎりに、『ばんざい。』をさげびます」

侵略の先頭に日の丸があり、そのことを小学生にも教え、子どもたちを軍国主義に

導く役割も果たしたわけです。

日本人はアジアで2000万を超える人々を殺しました。南京大虐殺の死者は30万人とされています。

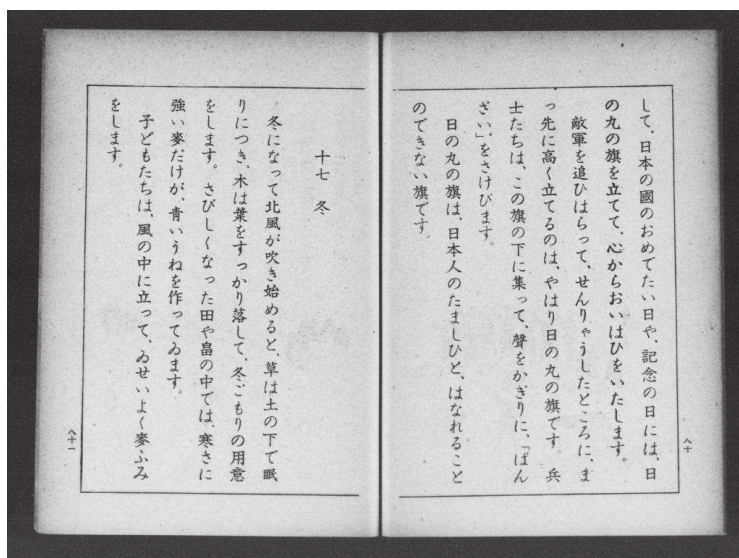
「虐殺は、大規模なものから1人～2人の単位まで、南京周辺のあらゆる場所で行なわれ、日本兵に見つかった婦女子は片端から強姦を受けた。最も普通の殺し方は小銃による銃殺と銃剣による刺殺である。大勢を殺すときは、まず隊列を作らせて、手近な殺人予定地まで歩かせる。着き次第、まとめて機関銃で皆殺しにする。生存者がいないかどうかを銃剣で刺してテストしたのち、死体を積み上げて石油をかけ、焼いてしまう」（本多勝一『中国の村』朝日文庫）

こういうことを中国だけでなくアジア全土でやりました。従軍慰安婦、中国人や朝鮮半島（韓半島）の人々を徴用工として賃金も払わず、暴力を振るって働かせた。日の丸はこういう戦争と一体のものでした。

第三に、国旗・国歌は強制はしないというのが政府の立場です。

「国旗及び国歌に関する法律」制定当時の内閣総理大臣は小淵恵三氏です。1999年（平成11年）6月29日の衆議院本会議において、次のように答弁しています。

「政府といたしましては、国旗・国歌の法制化に当たり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを行うことは考えておりません。したがって、現行の運用に変更が生ずることにはならないと考えて



国民学校3年生用の『初等科修身一』

おります」。

この立場は現在の政府でも引き継がれています。内閣府のホームページをみますと「内閣総理大臣の談話（平成 11 年 8 月 9 日）」が載っており、「今回の法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たに義務を課すものではありません」とあります。

しかし、議場正面に国旗を掲示するとどうなるのか。現在、議場では、まず議長に向かって礼をし、その後、同僚議員のみなさんに向かって礼をしています。国旗を掲げると議長の後ろにある国旗に礼をすることが事実上強要されます。私は日の丸、現在の国旗が戦争中に果たした役割を考えると、日の丸に向かって礼をすることはできません。国旗に対して特段の感情を持たない人はいいでしょう。しかし、私は違います。議会の代表である議長に対しては失礼のないようにしたい。議長に対して礼をすると国旗・日の丸に対しても礼をすることになる。礼をしてもしなくても私は質問に立つたびに苦痛を感じます。これは憲法の定める「思想及び良心の自由」を侵すものであります。

第四に、第二次世界大戦後の日本の国のありようです。

日の丸にまつわる問題は、「過去のものとして反省したのだからもういいではないか」という意見もあります。

しかし果たしてそうでしょうか。今の日本はどうか。南京虐殺も従軍慰安婦もなかった。安倍総理は、徴用工問題は解決済みで、「今回の裁判の原告は（徴用でなく）

全部『募集』に応じたため、『朝鮮半島出身労働者問題』と言いたい」と言う。過去、日本がやってきたことをなかったかのよう

に否定する。
先ほど申しました外国からの移民、外国人労働者の扱いは酷いものであります。最低賃金すら払われない、残業代は 300 円、暴行・セクハラ、過酷な仕打ちに耐えかね、身を守るために緊急避難せざるを得なかった人たちを高い賃金を求めての「失踪」という。法務省は今月（12 月）13 日、外国人技能実習生が 2010～17 年の 8 年間で 174 人が「溺死」「自殺」「凍死」などで死亡したと明らかにしました。まさに現代の徴用工です。

戦前・戦中で犯した過ちに対して反省するどころか、開き直り、同じ過ちを繰り返しています。

2015 年、安倍政権のもとで、アメリカ軍が起こす戦争に自衛隊が参戦し武力を行使することを可能にした安保法制＝戦争法が成立しました。そのもとで、航空母艦、空母のことを「多用途運用護衛艦」と言い換え、アメリカとともに海外で戦争する準備をすすめています。戦闘機を積むのに空母ではないとごまかす。

今年 1 月 4 日の年頭会見で安倍総理は「今年こそ、憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、国民的な議論を一層深めていく」と主張しました。実際には年内には何もできなかったわけですが、憲法を変え、戦争のできる国へ変えようとしている。

医療制度や福祉はどんどん悪くなり格差と貧困が広がっています。東京電力福島第

一原発事故で避難している人たちは満足な補償も受けていない。7年も経つのに生活再建のめどの立たない人がたくさんいる。沖縄の人たちがどんなに辺野古基地建設に反対しても、平気で無視して美しい海に土砂を投入する。

こういう日本で、「日本国民としての自覚と誇り」を持って、国旗を敬え、議場にも掲示しろ、というのでしょうか。大切なのは「日本国民としての誇り」が持てるような日本にすることです。戦争のないもとの、誰もが健康で文化的な暮らしができ、自由で平和な日本をつくることではないでしょうか。「自国のことのみに専念」するのではなく、世界にある貧困をなくし、武力ではなく、対話の力で平和をつくるために力を尽くす日本。そういう日本をつくる方向で努力をしていけば、自ずと「日本国民としての自覚と誇り」という感情が生まれ、広がっていくでしょう。旗の問題ではない。

最後に 府中町議会の歴史と伝統に対してです。

府中町はこれまで日の丸＝国旗を議場に掲示してきませんでした。それで何か問題があったのでしょうか。議論が深まらないとか、どうしても真剣になれないとか。そんなことはなかったはずです。

今から10年ほど前、2005年から2007年にかけて町議会で国旗の掲示について論議がありました。当時の議事録を読み、その真摯な討論に感激しました。国旗の掲示に反対ではないが、十分に審議すべきである、いろいろな意見があるなかでそ

れを封じ込める形で決めるべきでない。こういう意見が多数でした。慎重審議という結論になった1回目の全員協議会のあと、突如本会議に、今回と同じような議案が今回と同じやり方で出されました。そのとき、お亡くなりになった加島議員が「十分お互いに意見を交わしながら検討の時間を持とう」というのが全員協議会での結論であり、議運への付託をすべきという動議を出し、議案提出者を含め議員全員がこの動議に賛成したわけであります。

そして再び全員協議会を開いて論議し、それを受けて議会運営委員会が開かれました。議運は、「府中町議会本会議場に国旗及び町旗掲揚に関する決議」を否決。2007年3月議会で採決の結果、原案に対して賛成少数で、国旗の掲示は否決されました。

このように、重大な問題について軽々に結論を出さず、熟議するというのが府中町議会の歴史であり、よき伝統であります。今回の提案はこの歴史と伝統を踏みにじるものであります。

以上、5点を申し述べまして、本議案に対する反対討論といたします。

「天皇即位を祝す賀詞決議」に反対

2019年9月議会

議員提出議案「天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議」に反対の立場から討論いたします。

賀詞はお祝いの言葉ですから、そう目くじらを立てることもないだろうという意見もあると思います。しかし、個人がお祝いの言葉を述べるのと住民の代表である議会がその意思を表明し決議するのは明らかに異なる行為です。

決議の問題は二つあります。

一つは国民主権というこの国の根本的なあり方に反しています。

——「天皇陛下におかれましては」「ご即位になりました」「令和の御代」——

まるで国民は主権者ではなく、戦前のような臣民、天皇の家来になったかのようです。「御代」とは、天皇が統治者として世を治めることを意味しています。大日本帝国憲法下での天皇は「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」する存在でしたので、大日本帝国憲法ができた1889年から敗戦の1945年までは、まさに天皇の御代であったと言えますが、今は違います。

日本国憲法のもとでの天皇は「国政に関する権能を有しない」（第4条）存在であり、現代は、天皇が政治を執り行う「御代」ではありません。しかし、決議は国民主権をないがしろにし、天皇ならびに天皇制を崇め奉っ



ています。

もう一つは、個人の自由、一人ひとりの意思を尊重するという点で問題があります。

決議には、「ここに府中町議会は、町民を代表して謹んで慶祝の意を表します」とあり、天皇の即位を「まことに慶賀にたえない」と述べています。

「慶賀にたえない」とは、喜びの感情に溢れ、その思いを抑えることができないという意味であります。町民のなかには天皇や天皇制、今回の即位についてさまざまな意見、態度があると思います。

「慶賀にたえない」と思っている人もいるでしょうし、私のように反対のものもいる。特に関心がない人もいるでしょう。それなのに、「慶祝の意」という特定の意思を議会が町民を代表して表明することには問題があると言わざるをえません。

以上の理由をもって、この決議（案）に反対します。

月給を削って支給する 「偽りの一時金」は許されない

2019年9月議会

第47号議案「府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」反対いたします。

(1)

①月給を削って一時金を支給

議案や参考資料を読むと、第10条で年間2.6か月期末手当を支給することになっています。今まで出なかった期末手当が支給されて職員の年間収入が増える。普通は、そう思います。しかし、先ほどの答弁にもあったように、月給を削り、それを原資にして一時金にするというのです。

保健師・理学療法士の場合、月給200,900円を30,698円削って170,202円にする。削った分を半年ごと一時金として支給するというものです。これまで月給として受け取っていたお金の一部が後払いされるだけのことであり、とても一時金と呼べるものではありません。

②職員を愚弄する名ばかり一時金

「朝三暮四」という有名な故事成語があります(『列子』)。

猿飼いが「おまえらにどんぐりを朝三つやって、夕方四つやろう」というと猿たちはみな立ち上がって怒り出した。そこで、「朝四つにし、夕方三つにしよう」と言うと猿たちはみなひれ伏して喜んだ。

いくつかの解釈があるようですが「ごまかすこと。うまくまるめ込むこと」や「目先にとらわれて大局を見失うこと」を意味しています。

今回の町の提案はこれより酷い。朝の分を削って夕方渡す。前に渡しているものの一部を削り、あとから渡して一時金だという。

私は長年労働問題に関わってきましたが、月給を削って一時金を支給したなどということは聞いたことがありません。まさに前代未聞であります。

会計年度任用職員制度移行による給与の変化

	勤務時間数	2019年		2020年				
		報酬月額	総支給額(年間)	報酬月額	月給の減額	月給(年間)	一時金(年間)	総支給額(年間)
保健師・理学療法士	30h	¥200,900	¥2,410,800	¥170,202	¥30,698	¥2,042,424	¥442,525	¥2,484,949
青少年教育相談員	30h	¥187,200	¥2,246,400	¥159,205	¥27,995	¥1,910,460	¥413,933	¥2,324,393
栄養士・学校栄養士	30h	¥164,200	¥1,970,400	¥139,591	¥24,609	¥1,675,092	¥362,937	¥2,038,029
放課後児童クラブ指導員	30h	¥158,300	¥1,899,600	¥134,750	¥23,550	¥1,617,000	¥350,350	¥1,967,350
教育支援員	30h	¥155,900	¥1,870,800	¥131,945	¥23,955	¥1,583,340	¥343,057	¥1,926,397
一般事務、図書司書	30h	¥153,000	¥1,836,000	¥129,908	¥23,092	¥1,558,896	¥337,761	¥1,896,657
設置手話通訳者	22h30m	¥145,500	¥1,746,000	¥123,712	¥21,788	¥1,484,544	¥321,651	¥1,806,195

* 上記の職種が全てではない。対象は131人(全職員の3割近く)

形の上では一時金を出しているようになっているが実際には後払いされた給料であり、今回の提案は「名ばかり一時金」「なんちゃって一時金」「一時金偽装」とも言うべきものです。職員を愚弄するもの以外のなにものでもありません。

もちろん、来年度から会計年度任用職員となる嘱託職員のみなさんは、騙されるわけもなく、この一時金提案に落胆し、怒っているわけです。

③法改正の趣旨に反する

現在、嘱託職員は131人、全職員の3割ちかくを占め、正規職員とともに町の仕事をしています。役場のなかを歩いても誰が正規で非正規か分からない。ほとんどの嘱託職員が本格的で恒常的な仕事をしている。正規職員以上に仕事ができ正規職員に仕事を教えていることさえある。これが実態です。

にもかかわらず嘱託職員の処遇は正規職員よりも相当低い。労働時間は4分の3で給料は3分の1からせいぜい半分。繰り返し任用され、何十年働いても昇級はなし、通勤手当など各種手当も不十分で、年休や各種休暇でも正規職員と差がついている。今回の法改正は、さまざまな問題がありますが、わずかながらこれらの格差を是正するものです。

総務省自治行政局公務員部長名で出された「地方公務員法及び地方自治法の一部を

改正する法律の運用について（通知）」によれば、今回の会計年度任用職員制度の目的は、「適正な任用・勤務条件の確保」であり、期末手当については、「常勤職員との均衡なども踏まえ」支給することになっています。職員の賃金を削って一時金を支給することのどこが適正な勤務条件、常勤職員との均衡なのでしょう。あきらかに法改正の趣旨に反しています。

④職員の生活が苦しくなる

職員は半年単位ではなく月単位で生活しています。月々決まった支出がある。月々2万円以上も減らされれば、これまで支払っていたものが支払えなくなる。生活に困るわけです。サラ金から借りて、一時金が入ったら返済せよというのでしょうか。月々減らした食事を半年後にまとめて食えというのでしょうか。今回の提案は職員の生活を全く考えていません。ただ、一時金を出したという形式さえ整えればいいというものです。

⑤職員の労働意欲が下がる

こういう人を馬鹿にしたことをするとどうなるのか。職員のモチベーション、働く意欲が下がり、職場の空気が確実に悪くなります。

民間であろうと公務であろうと一時金は働く意欲を高めるために支払われてきたわけです。当町のやろうとしていることは働



く意欲を間違いなく下げます。月々の給料は減らされ、一時金は削られた給与の後払い。気持ちよく働けるわけがありません。職場の空気が悪くなれば町民サービスにも影響を及ぼします。マーケティングでは「顧客満足度を上げるためには従業員満足度をあげよ」「従業員がモチベーション高く仕事に取り組むことで業務の質が上がり、より良いサービスを顧客に届けることができる」ということが言われていますが、その通りだと思います。

⑥会計年度任用職員への応募が減る、退職者が出る

町の提案は、職員の募集にも影響を及ぼします。現在でも、放課後児童クラブなどは慢性的に人手不足、応募者不足になっており、その原因は処遇の悪さです。先ほども述べましたように、誰もが月を単位に生活している。月給が現在の15万3000円から13万円になれば、いくら一時金があるといっても応募する人はいるのか、かなり減るのではないのでしょうか。

現在の職員のなかからは、生活できないから、あるいはあまりに人を馬鹿にしたことをすると転職する人も出るでしょう。貴重な人材の流出です。

このように今回の条例制定にともなう一時金支給＝月給削減は百害あって一利なしです。

廿日市市は月給を下げることなく、一時金2.6か月を支給します。府中町も月給を維持したまま一時金を支給すべきです。そのために必要な予算は5000万円程度と伺いました。府中町に出せない額ではありません。

(2)

職員の処遇に関わる重大な議案が追加議案として提出されたことも問題です。これまで、追加議案で出されてきたものは誰がどうみても異論のない内容のものでした。しかし、これまで述べてきたようにこの議案は、職員の一時金という勤務条件に関わるものです。

当初、当日（今日18日）に配布する予



定だったものを、「内容が分からないのでは判断することができない」と再三抗議、要望し、13日に各議員へ配布されることになったのです。

もう一つの問題は、月額給料を下げた一時金を支給するという重大な問題について、参考資料に何も書かれていない。

正確な情報が与えられていないのでは、私たち議員は、正しい判断を下すことができません。

偽りの一時金提案と一体となっている第47号議案は、手続きの点でも問題があり、反対致します。

名ばかり期末手当は法の潜脱行為

2019年12月議会

第58号議案「府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の一部改正について」反対いたします。

●名ばかりボーナスという本質は変わらない
今回の一部改正案は9月議会に出され、賛成多数で可決された条例の手直しであります。月給を削ってそれを期末手当＝ボーナスに充てるという本質は、なにも変わっておりません。

私は、9月議会の反対討論において、月給を削って期末手当を支給することは、①処遇改善とならず、かえって職員の生活を苦しくさせること、②適正な勤務条件と常勤職員との均衡を目的とする「地方公務員法及び地方自治法の一部改正法」の趣旨に反していること、③職員の労働意欲が下がること、④職員応募が減ること、⑤退職者が出ること、といった問題があることを指摘し、このような「名ばかり期末手当」は嘱託職員を愚弄するものだと批判しました。

今回の一部改正は、期末手当の支給月数を年2.6か月から1.45か月へと引き下げることによって月給の減り幅を抑えるというものです。月給を2万円も3万円も減らされたらとても生活できないという声を受けたものといえます。

この改正案で何が違うのか。期末手当を含む年間の賃金総額は同じで、期末手当と月給の比率が変わるだけのことです。処遇改善に繋がらず、常勤職員との不均衡も是正されません。今回の改正案も、名ばかり、形ばかりのボーナス支給であります。

●計り知れない社会的影響

月給を削って一時金にあてるというやり方が当町で実施されるとどのような社会的影響がでるのでしょうか。

会計年度任用職員制度と同じく2020年4月1日から、民間労働者を対象にした「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。会計年度任用職員制度と同じ観点から非正規社員の不合理な待遇格差を禁止し、「正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止」されます。

不合理な待遇差を是正することの一つに賞与、ボーナス支給がある。民間企業でも非正規労働者へのボーナス支給が義務づけられることになったわけです。労働組合の全国組織である「連合」の調査によりますと非正規労働者の64.6%がボーナスゼロ。この人たちは「パートタイム・有期雇用労働法」の施行により、ボーナスが出ること

を期待しています。

しかし、月給を削って期末手当を支給する府中町方式が認められれば、民間企業で働く非正規労働者もまた、ボーナスの支給と引き換えに基本給を引き下げることが可能だという実例となる。

最新の労働力調査によると非正規で働く労働者は2189万人、雇用者全体の4割近い。そしてその6割以上約1400万人が期末手当がありません。こういう状況を変えるために総務省も厚労省も期末手当も出すようにしよう

と法改正したのに、府中町方式でボーナス分が月給から削られるようなことになれば、何のための法改正だったのかということになります。



●名ばかり期末手当は法の潜脱行為

月給を削って期末手当を出すというアイデアがどこから出たのかは知りませんが、民間企業で同じようなことをしている会社をみつけました。総務大臣などを歴任し、現在も、安倍内閣のもとで「日本経済再生本部産業競争力会議」議員、「内閣府国家戦略特別区域諮問会議」議員をつとめる竹中平蔵氏が会長の派遣会社大手のパソナです。

無期雇用に転換した派遣社員に、通勤手当の支給を開始したのと同時に基本給の時給を減額した。通勤手当か期末手当かが違

うだけで、手当の原資を月給、基本給の削減に求めるやり方は同じです。

政府は働き方改革の目玉として「同一労働同一賃金」を掲げています。しかし、パソナや当町の期末手当のように、手当支給の一方で基本給、月給を下げるなど抜け道を行く動きが広がれば、その理念は根本から揺らぐことになります。

中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」の適用は2021年4月からです。それまでに経営者はいろいろ検討するでしょう。

経営コンサルタントに相談するところもある。

「社長さん、実は一円も人件費を増やさずボーナスを支給することができます」と

いって基本給を削りそれを原資にしてボーナスを出すやり方を説明する。

社長は、「それは違法でないのですか」とコンサルタントに聞くことでしょう。にわかには信じがたい話です。そこでコンサルタントは自信を持って「なにしろ竹中平蔵氏が社長のパソナが始めて、府中町もやっている。何ら問題はありません」と答えます。

経営者にとって、月給を削って期末手当に充てるという府中町方式は朗報です。経費、人件費が増えない。しかし、労働者には何らメリットがなく、名ばかり形ばかりのボーナスが「支給」されるだけで月々の

暮らしは大変になる。

法令等による規制を、法令で禁止されている方法「以外」の方法により免れることを「潜脱（せんだつ）行為」といいますが、今回の期末手当支給のやり方は、まさに「潜脱行為」にあたります。違法ではないかもしれないが、法の網を潜（くぐ）るものに他なりません。

ことは府中町約 130 人の嘱託職員の問題に留まらない。町内はもとより周辺市町、広島県内、そして全国の企業と労働者に与える影響は計り知れません。全国で府中町方式が蔓延することになります。町内外の民間企業で働く非正規労働者への影響は大です。

「それぞれの企業が判断し実施することで町は関係ない」などと言うことは出来ません。月給を削って期末手当に充てるといふ府中町方式は「潜脱行為」であり、町がその「潜脱行為」にお墨付きを与えることに他ならないからです。自治体が潜脱行為の悪い手本を示すなどということがあっていいはずがありません。

府中町方式によって、パートタイム・有期雇用労働法における「不合理な待遇差の禁止」、会計年度任用職員制度の目的である「適正な勤務条件と常勤職員との均衡」はいずれも骨抜きになります。期末手当のない 1400 万非正規労働者、そのほとんどが府中町の嘱託職員と同じく年収 200 万円以下です。何かを増やせば何かを減らすようなことが認められれば、処遇改善、待遇差の是正は絶望的です。

●非正規職員の処遇改善に後ろ向きの府中町最後になりますが、質疑でも申しました長崎県佐々町のことをもう一度述べておきたいと思います。

非正規（192 人）が職員全体の 6 割強を占めている佐々町は、来年 4 月以降、期末手当を支給し、その負担は約 5500 万円。府中町が月給を維持して年額 2.6 か月の期末手当を支給するために必要な額は約 5000 万円ですから、佐々町の方が府中町より 500 万円、1 割ほど多い。町の予算規模（一般会計）は、佐々町が約 60 億円で府中町はその 3 倍の約 170 億円。佐々町が出すことができ、府中町がなぜ出すことができないのでしょうか。出せないのではなく、出したくない。来年度会計年度任用職員となる嘱託職員の処遇改善にはお金を使いたくないということではないのでしょうか。

会計年度任用職員制度とともにパートタイム・有期雇用労働法の趣旨に背き、町の嘱託職員のみならず日本全国の非正規労働者の処遇改善、待遇差の是正に水をさす、第 58 号議案「府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の一部改正について」反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

会計年度任用職員 期末手当

国は交付税措置 町はどうする？

下記、共同通信の配信記事の通り、総務省は18日、会計年度任用職員のボーナス支給のために必要なお金が自治体全体で1700億円となり、その全額を地方交付税で手当てすることを明らかにしました。

財源について一定のめどがたったわけですが、この国の措置をへて、町がどのように対応するのか注視したいと思います。

非正規公務員の人件費が増加

ボーナスで1700億円

12/18(水) 18:24 配信 共同通信

総務省は18日、2020年度から非正規の地方公務員に期末手当（ボーナス）の支給が可能になるのを受け、自治体全体で年間人件費が1700億円増加する見込みだと明らかにした。財政運営に支障が生じないよう、全額を地方交付税で手当てする。

総務省が全ての都道府県、市区町村を対象に、非正規職員にボーナスを支給した場合の20年度の人件費を調べた。その結果、支給できなかった18年度分と比べ、1700億円多いことが判明。20年度政府予算案を巡る財務省との調整で、全額が交付税で手当てすべき自治体歳出として認められた。

府中町議会議員 **二見伸吾**（ふたみしんご）

■ 735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町2-2-27-102

■ 携帯電話 080-6750-5432

■ 公式ホームページ futamishingo.com

■ 郵便振替口座 01300-6-91775 加入者名 二見伸吾

